

薩摩川内市
次世代育成支援対策地域行動計画(後期)

子育てしやすいまちづくり



平成 22 年 3 月

鹿児島県 薩摩川内市



は じ め に

本市では、少子化対策として「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ かつ育成される社会の形成」を実現するため、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年3月に平成17年度から平成21年度の前期計画として「薩摩川内市次世代育成対策支援地域行動計画」を策定し、様々な対策に取り組んでまいりました。

しかしながら、全国的に少子化がさらに進行しており、本市においても、総人口に占める年少人口の割合が平成17年の15.1%から、平成21年には、14.5%と低下しております。このような状況を踏まえ、本年4月から子育て支援の一環（安心して子育てができる環境整備）として、これまで小学校就学前までの医療費自己負担を無料化としていた「乳幼児医療費助成制度」を中学校修了まで拡大し、「子ども医療費助成制度」として実施いたします。中学校まで無料化するのは、県内初めてであり、早期受診・早期治療を促し、将来を担う子どもの健やかな育成及び子育て世帯の経済的負担の軽減を図り子育てしやすいまちづくりを目指すことが、定住促進につながるものと期待しております。

これからの少子化対策としては、すべての子どもの健やかな育ちを基本に置きつつ、保育・放課後児童クラブ・地域の子育て支援をはじめとするサービスの抜本的拡充が必要であります。また、少子化対策は、持続可能な我が国の社会を構築するための「未来への投資」であり、社会全体で費用を負担する仕組み（財源確保）が必要であるとともに、ニーズに応じて質の確保されたサービスが増えていくような子育て支援のための包括的・一元的な制度づくりが必要であると考えます。

これを踏まえ、平成22年度から平成26年度の後期計画として「薩摩川内市次世代育成支援対策地域行動計画（後期）」を作成しました。

今後、この行動計画に基づき、国・県や関係機関等と連携を図りながら、子育て支援体制の充実により、子どもを産み育てやすいまちづくりを推進してまいりますので、市民の皆様の一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画策定にあたりまして、ニーズ調査や意見公募等に御協力いただきました多くの市民の皆様、そして、貴重な御意見、御指導を賜りました薩摩川内市次世代育成支援対策協議会委員及び関係各位の皆様方に心から厚くお礼申し上げます。

平成22年3月

薩摩川内市長 岩切 秀雄

薩摩川内市次世代育成支援対策地域行動計画（後期） もくじ

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景・趣旨	2
第2節 前期行動計画の達成状況	2
第3節 計画の位置付け	4
第4節 計画の期間	4
第5節 計画策定体制	5

第2章 子育てをとりまく状況

第1節 少子化の動向	7
第2節 人口の推計	11
第3節 地域の状況	12
第4節 ニーズ調査結果	14

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念と計画の目指す姿	50
第2節 施策の目標	52

第2部 行動計画

※ 数値設定目標一覧	55
------------	----

第1章 地域における子育て支援

第1節 地域における子育て支援サービスの充実	57
第2節 保育サービスの充実	59
第3節 子育て支援ネットワークづくり	63
第4節 児童の健全育成	64
第5節 地域資源の活用及び世代間交流の促進	67

第2章 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

第1節 子どもや母親の健康の確保	69
第2節 食育の推進	74
第3節 思春期保健対策の充実	77
第4節 小児医療の充実	79
第5節 不妊治療対策の充実	80

第3章	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	
第1節	次代の親の育成	82
第2節	学校の教育環境等の整備	83
第3節	家庭や地域の教育力の向上	87
第4節	有害環境対策の推進	91
第4章	子育てを支援する生活環境の整備	
第1節	良質な住宅の確保	94
第2節	良好な居住環境の確保	95
第3節	安全な道路交通環境の整備	96
第4節	安心して外出できる環境の整備	97
第5節	安全・安心まちづくりの推進	98
第5章	職業生活と家庭生活との両立の推進	
第1節	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	100
第2節	仕事と子育ての両立の推進	101
第6章	子ども等の安全の確保	
第1節	子どもの交通安全対策を確保するための活動の推進	104
第2節	犯罪等の被害防止活動	106
第7章	要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	
第1節	児童虐待防止対策の充実	108
第2節	母子家庭等の自立支援の推進	110
第3節	障害児施策の充実	112
第8章	子育てにかかる費用への支援	
第1節	子ども等にかかる各種費用の支給・助成	116
第3部	計画の推進	
第1章	計画の推進にあたって	120
第4部	資料編	
	薩摩川内市次世代育成支援対策協議会設置要綱	124
	薩摩川内市次世代育成支援対策協議会委員名簿	125



■第 1 部 総 論

第 1 章 計画の策定にあたって

第 2 章 子育てをとりまく状況

第 3 章 計画の基本的な考え方



第1章 計画の策定にあたって



第1節 計画策定の背景・趣旨

少子高齢化，核家族化，育児不安や児童虐待の増加など子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変わるなか，平成15年7月に制定された次世代育成支援対策推進法により，すべての自治体に次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を策定することが義務付けられました。

これを受けて平成17年3月に策定した「薩摩川内市次世代育成支援対策地域行動計画」は平成17年度から平成21年度までの5年間を対象とした前期計画と，平成22年度から平成26年度を対象期間とする後期計画に位置づけられています。

最近の経済情勢の悪化等により，共働き世帯の増加など保育所への入所希望者が増える等，子育て世帯からは多種多様なニーズが求められており，保育所の待機児童の解消を積極的に図り，多種多様なニーズに応えるため，前期計画を見直し「薩摩川内市次世代育成支援対策地域行動計画（後期）」を策定するものです。

第2節 前期行動計画の達成状況

平成17年3月に策定した平成17年度から平成21年度までの5年間を対象とする「薩摩川内市次世代育成支援対策地域行動計画」で掲載した各事業のうち，数値目標設定を行った各事業について，保育所の定数を1,730人から計画どおり1,850人に定員を増やし，延長保育事業16箇所の計画に対し25箇所，一時預かり事業3箇所の計画に対し11箇所，放課後児童健全育成事業9箇所の計画に対し12箇所で開催，その他の事業においてもほぼ達成されました。

病児・病後児保育事業は，施設整備や看護師等の確保ができず計画の達成ができませんでしたが，その他の施策については，今後拡大・充実，現状維持の方向で推進されています。



■前期数値設定目標及び実績

	事業名	指標	H16 年度 実績値	H21 年度 目標値	H21 年度 実績値
1	通常保育事業	保育所定員数	1,730 人	1,850 人	1,850 人
2	特定保育事業	設置箇所数 定員数	—	—	—
3	延長保育事業	設置箇所数	16 箇所	16 箇所	25 箇所
4	夜間保育事業	設置箇所数 1 年間受け入れ人数	—	—	—
5	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	設置箇所数	—	3 箇所	3 箇所
6	休日保育事業	設置箇所数 定員数	2 箇所 8 人	3 箇所 20 人	2 箇所 8 人
7	病児・病後児保育事業	1 日の受け入れ人数	8 人	10 人	6 人
8	放課後児童健全育成事業	設置箇所数 定員数	8 箇所 258 人	9 箇所 278 人	12 箇所 385 人
9	地域子育て支援センター事業	設置箇所数	4 箇所	4 箇所	5 箇所
10	一時預かり事業	設置箇所数	3 箇所	3 箇所	11 箇所
11	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	設置箇所数 定員数	1 箇所 1 人	3 箇所 3 人	5 箇所 3 人
12	ファミリー・サポート・センター事業	設置箇所数	—	1 箇所	1 箇所



第3節 計画の位置付け

市町村は次世代育成支援対策推進法第8条第1項により策定が義務付けられています。

計画は、第1次薩摩川内市総合計画・下期基本計画・実施計画（平成22年～24年度期）との整合を図りながら、市が今後進める施策の基本的方向や目標を示すものであります。

また、「薩摩川内市地域福祉計画」「薩摩川内市母子保健計画」など関連計画との整合を図っています。

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

第4節 計画の期間

平成22年度から平成26年度までの5年間です。

なお、後期5年間の計画期間中であっても、施策について随時評価を行うとともに、社会、経済情勢等の変化を踏まえ、子育て環境等様々な状況の変化に対応するため、見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくこととします。

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第1次薩摩川内市総合計画									
前期計画									
				見直し					



第5節 計画策定体制

1 薩摩川内市次世代育成支援対策協議会による検討

次世代育成支援対策推進法第21条第1項の次世代育成支援対策地域協議会として位置づけられる薩摩川内市次世代育成支援対策協議会に諮り、ご意見をいただくとともに計画案を検討しました。

委員の構成については、学識経験者、子育て関係機関の代表者に加え、若い世代（純心女子大学学生、ポリテクカレッジ学生、川内青年会議所）や、多様な主体による参画・協働及び男性の育児参加の推進の観点から、子育て支援団体、子育て支援サービス利用者等と、男女の構成比に配慮しました。

2 市民からの意見・要望の収集

計画策定にあたっては、素案段階でパブリックコメントを実施し、広く市民の意見募集を行ったほか、市内の子育て関連施設等に出向き、利用者の意見・要望を広く収集しました。

3 庁内体制の確保

計画案は、庁内会議規程（平成18年4月1日訓令第11号）による子育て支援部会で審議し、執行会議等に付議し承認を得ました。

4 計画策定上の留意事項

- (1) 策定作業の進捗状況については、必要に応じて適宜、市議会へ報告しました。
- (2) 次世代育成支援対策地域行動計画策定後（後期）は、ホームページ等で公表します。



5 ニーズ調査の実施について

平成20年度中にニーズ調査を実施，計画策定の基礎資料を整理しました。
調査は，国により示された計画策定指針に即して実施しました。

※ ニーズ調査結果は，14ページを参照ください。

6 計画策定スケジュール

平成21年	1月	ニーズ調査実施
	3月	ニーズ調査報告
	3月25日	市内私立幼稚園：認定こども園設置意向調査実施
	7月7日	庁内第1回子育て支援部会
	7月13日	市内保育園：定数見直し説明と意向調査実施
	8月7日	第1回薩摩川内市次世代育成支援対策協議会
	10月27日	庁内第2回子育て支援部会
	11月17日	第2回薩摩川内市次世代育成支援対策協議会
	11月25日	市議会市民福祉委員会へ報告（閉会中開催）
	12月	議会へ報告
平成22年	1月4日	パブリックコメント実施
～	2月5日	
	2月	地域行動計画（後期）編集・製本作業
	3月	市議会市民福祉委員会へ報告
	3月	地域行動計画（後期）配布



第2章 子育てをとりまく状況

第1節 少子化の動向

1 人口の推移と少子化の動向

我が国の出生率はこれまで低下傾向が続き、2005（平成17）年には合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと考えられる子供の数）で1.26まで低下しましたが、2006（平成18）年の出生数は、1,092,674人（対前年比30,144人増）、合計特殊出生率は1.32となり、6年ぶりに増加に転じました。しかし、人口を維持するために必要とされている2.08と比較すると、依然として少子化が進行しているといえます。

婚姻についてみると、2006年の婚姻件数は、730,971組（対前年比16,706組増）と増加に転じ、婚姻率も過去最低だった2005年の5.7より上昇し、5.8となりました。日本人の平均初婚年齢は、2006年で、夫が30.0歳（前年は29.8歳）、妻が28.2歳（同28.0歳）と上昇傾向を続けており、晩婚化が進行しています。また、出生したときの母親の平均年齢は、第1子が29.2歳（同29.1歳）と、晩産化も進行してします。高年齢になると、出産を控える傾向があることから、晩婚化や晩産化は少子化の原因のひとつとなっているといえます。また、人口は2004（平成16）年の127,787千人をピークに減少に転じており、人口減少社会に突入しています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」では、2055（平成67）年には8,993万人になると仮定しています。

薩摩川内市の総人口は、101,559人（平成21年10月1日現在）となっています。このうち、15歳未満の年少人口は、14,783人で、総人口の14.5%となっています。

また、15歳以上65歳未満の生産年齢人口は、59,506人で58.6%、65歳以上の老年人口は27,270人で26.9%となっています。

総人口に占める15歳未満の年少人口の割合は、平成2年から平成21年までの19年間で、約6%減少しています。一方で65歳以上の人口の割合は、約8%増加しています。



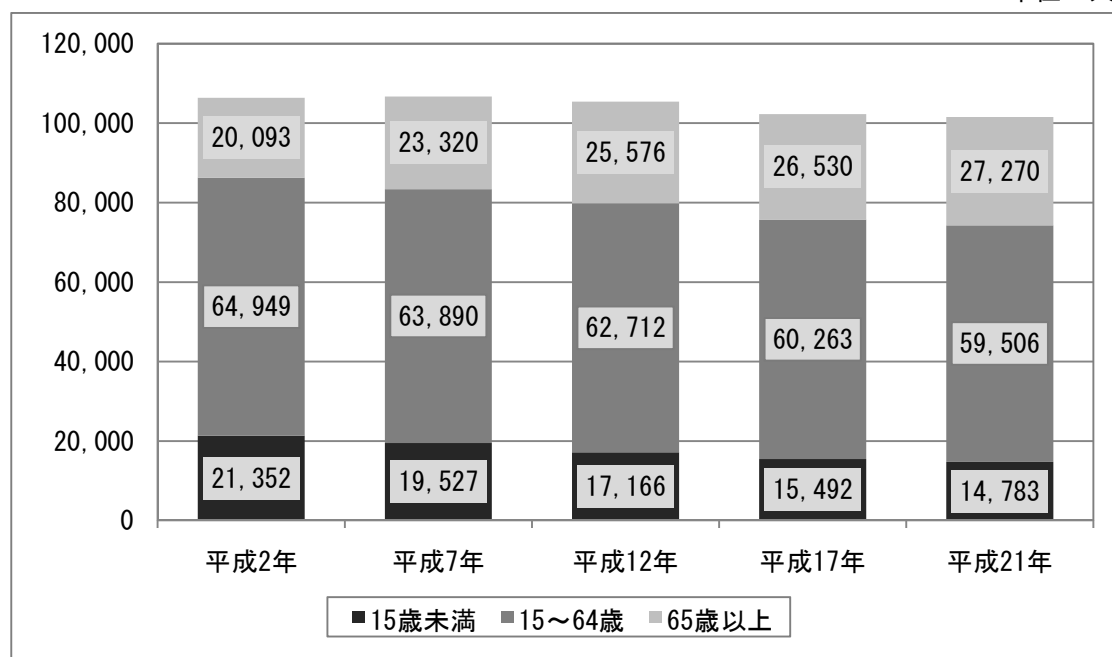
表：人口推移と少子化動向（薩摩川内市）

単位：人

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 21 年
総人口	106,432	106,737	105,464	102,370	101,559
15 歳未満	21,352 (20.1%)	19,527 (18.3%)	17,166 (16.3%)	15,492 (15.1%)	14,783 (14.5%)
15～64 歳	64,949 (61.0%)	63,890 (59.9%)	62,712 (59.5%)	60,263 (58.9%)	59,506 (58.6%)
65 歳以上	20,093 (18.9%)	23,320 (21.8%)	25,576 (24.3%)	26,530 (25.9%)	27,270 (26.9%)

資料：平成 2 年年～平成 17 年は国勢調査，平成 21 年は住民基本台帳（平成 21 年 10 月 1 日現在）。
 小数点以下の処理の都合，年齢不詳者の数により各項目の和と合計が一致しない場合があります。

単位：人



図：人口推移と少子化動向（薩摩川内市）



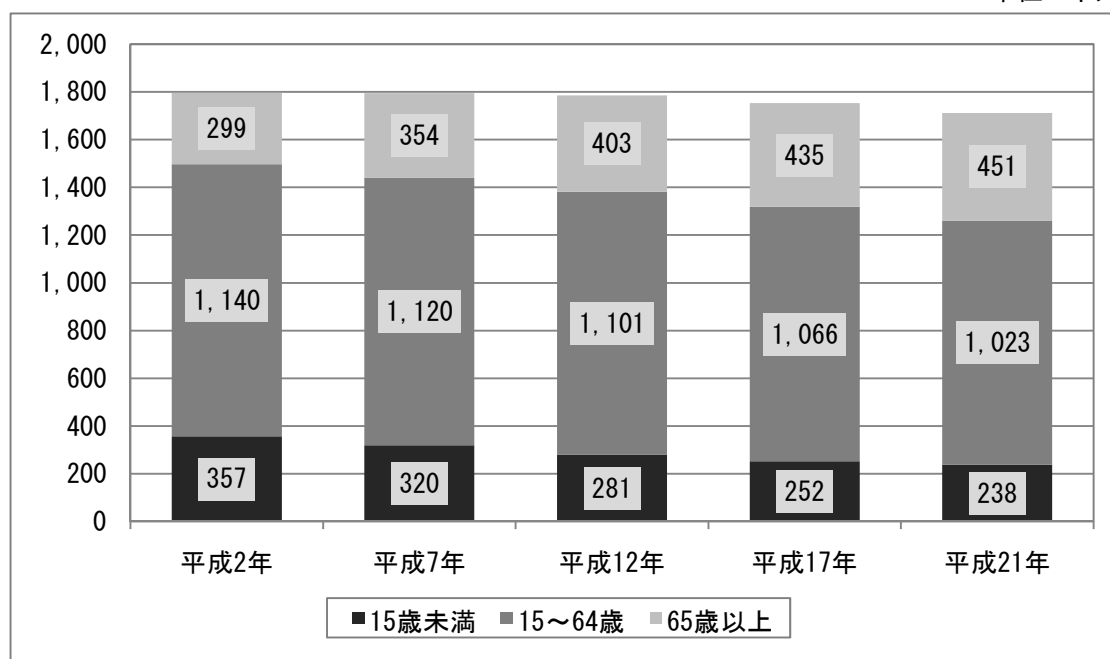
表：人口推移と少子化動向（鹿児島県）

単位：人

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 21 年
総人口	1,797,824	1,794,224	1,786,194	1,753,179	1,711,089
15 歳未満	357,453 (19.9%)	319,918 (17.8%)	280,717 (15.7%)	252,285 (14.4%)	237,903 (13.9%)
15～64 歳	1,139,774 (63.4%)	1,120,432 (62.4%)	1,101,401 (61.7%)	1,065,960 (60.8%)	1,022,512 (59.8%)
65 歳以上	298,904 (16.6%)	353,857 (19.7%)	403,239 (22.6%)	434,559 (24.8%)	450,674 (26.3%)

資料：平成 2 年～平成 17 年は国勢調査，平成 21 年は推計値（県企画部統計課：平成 21 年 10 月 1 日現在）。
小数点以下の処理の都合，年齢不詳者の数により各項目の和と合計が一致しない場合があります。

単位：千人



図：人口推移と少子化動向（鹿児島県）



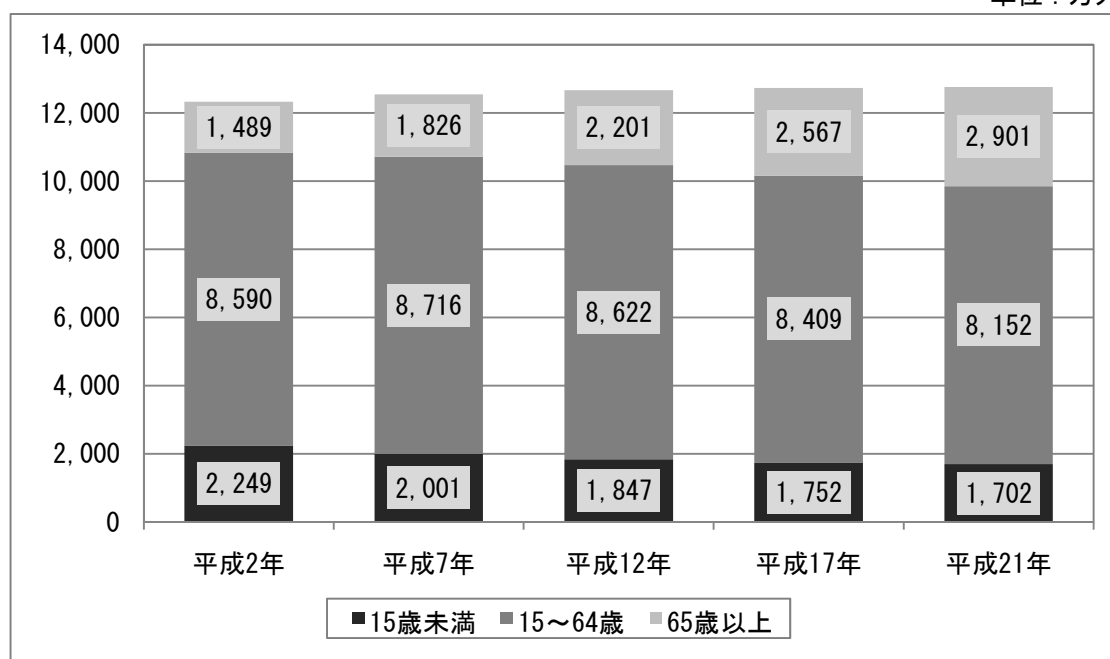
表：人口推移と少子化動向（全国）

単位：万人

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 21 年
総人口	12,361	12,557	12,693	12,777	12,756
15 歳未満	2,249 (18.2%)	2,001 (15.9%)	1,847 (14.6%)	1,752 (13.7%)	1,702 (13.3%)
15～64 歳	8,590 (69.5%)	8,716 (69.4%)	8,622 (67.9%)	8,409 (65.8%)	8,152 (63.9%)
65 歳以上	1,489 (12.0%)	1,826 (14.5%)	2,201 (17.3%)	2,567 (20.1%)	2,901 (22.7%)

資料：平成 2 年～平成 17 年は国勢調査，平成 21 年は推計値（総務省統計局：平成 21 年 10 月 1 日現在）。
小数点以下の処理の都合，年齢不詳者の数により各項目の和と合計が一致しない場合があります。

単位：万人



図：人口推移と少子化動向（全国）



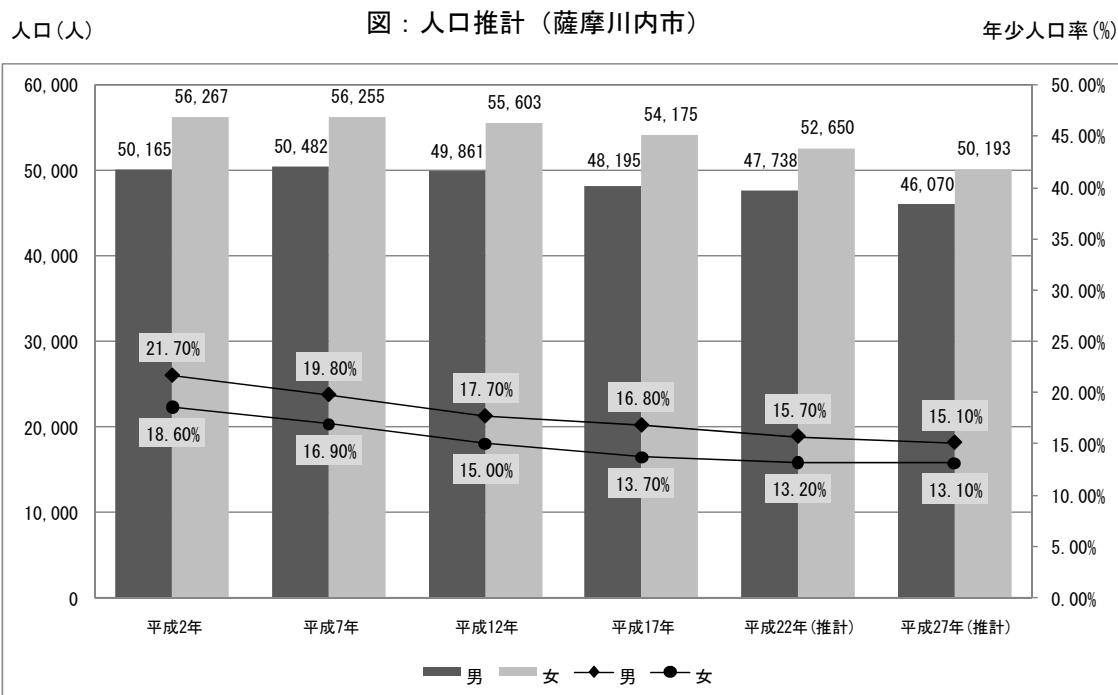
第2節 人口の推計

薩摩川内市の人口は減少傾向にあり、平成27年の推計人口は、平成17年よりも約6,000人少ない96,300人程度になると予想されます。

また、平成27年の年少人口(15歳未満)は、平成17年よりも約2,000人少ない13,500人程度となっており、総人口に対する構成比も平成17年に15.1%であったものが、平成27年では14.0%と減少することが予想されます。今後は少子化の進行は緩やかに推移していくものと思われます。

表：人口推計（薩摩川内市）

	平成2年			平成7年			平成12年			平成17年			平成22年(推計)			平成27年(推計)		
	全体	男	女	全体	男	女	全体	男	女	全体	男	女	全体	男	女	全体	男	女
全人口	106,432	50,165	56,267	106,737	50,482	56,255	105,464	49,861	55,603	102,370	48,195	54,175	100,388	47,738	52,650	96,263	46,070	50,193
年少人口	21,360	10,886	10,474	19,527	10,010	9,517	17,167	8,839	8,328	15,492	8,078	7,414	14,478	7,510	6,968	13,523	6,951	6,572
年少人口率	20.1%	21.7%	18.6%	18.3%	19.8%	16.9%	16.3%	17.7%	15.0%	15.1%	16.8%	13.7%	14.4%	15.7%	13.2%	14.0%	15.1%	13.1%



資料：厚生労働省が示したワークシートに基づき、コーホート変化率法を用いて推計

コーホート変化率法：各コーホート【同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団】について、過去における実績人口の動静から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のこと。



第3節 地域の状況

1 地域における産業構造の推移

平成17年国勢調査における本市の全就業者数は（就業率：46.1%）となっており、平成2年と比較すると横ばい状態にあります。

産業別に見ると、第1次産業の減少から第3次産業増加へと職種の変動が見られます。

男女別就業者数の比率で比較すると、横ばいとなっており、今後は、男女共同参画社会基本法の施行や、経済活動の変化により、女性の就労人口は増加していくものと思われます。

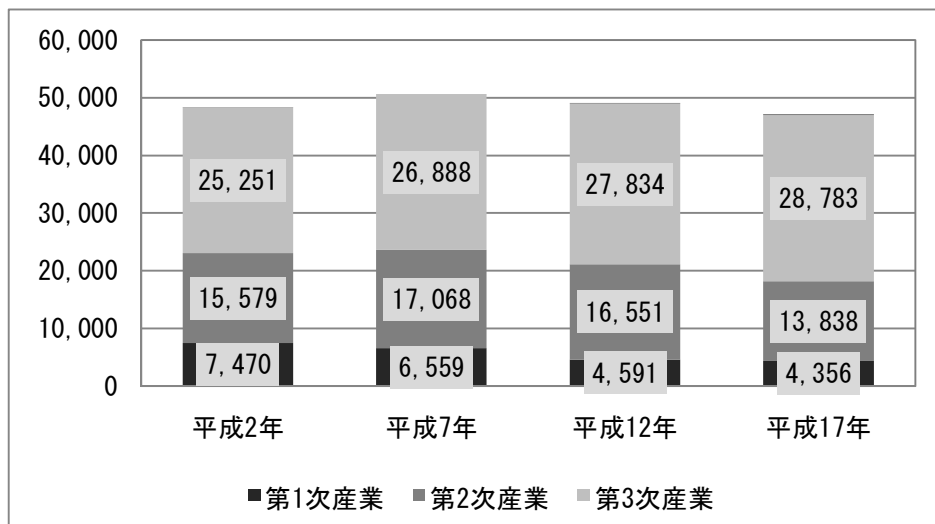
表：産業別就業者数（薩摩川内市）

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	人	%	人	%	人	%	人	%
総 人 口	106,432	—	106,737	—	105,464	—	102,370	—
就 業 者 数	48,318	45.4%	50,548	47.4%	49,102	46.6%	47,183	46.1%
第1次産業	7,470	15.5%	6,559	13.0%	4,591	9.3%	4,356	9.2%
農業	6,246	83.6%	5,538	84.4%	3,906	85.1%	3,878	89.0%
林業	265	3.5%	226	3.4%	123	2.7%	86	2.0%
漁業	959	12.8%	795	12.1%	562	12.2%	392	9.0%
第2次産業	15,579	32.2%	17,068	33.8%	16,551	33.7%	13,838	29.3%
製造業	8,965	57.5%	9,637	56.5%	9,644	58.3%	8,265	59.7%
その他	6,614	42.5%	7,431	43.5%	6,907	41.7%	5,573	40.3%
第3次産業	25,251	52.3%	26,888	53.2%	27,834	56.7%	28,783	61.0%
卸・小売業	8,778	34.8%	9,088	33.8%	9,102	32.7%	7,589	26.4%
その他	16,473	65.2%	17,800	66.2%	18,732	67.3%	21,194	73.6%
分類不能	18	0.0%	33	0.1%	126	0.3%	206	0.4%

資料：国勢調査報告



単位：人 図：産業別就業者数（薩摩川内市）

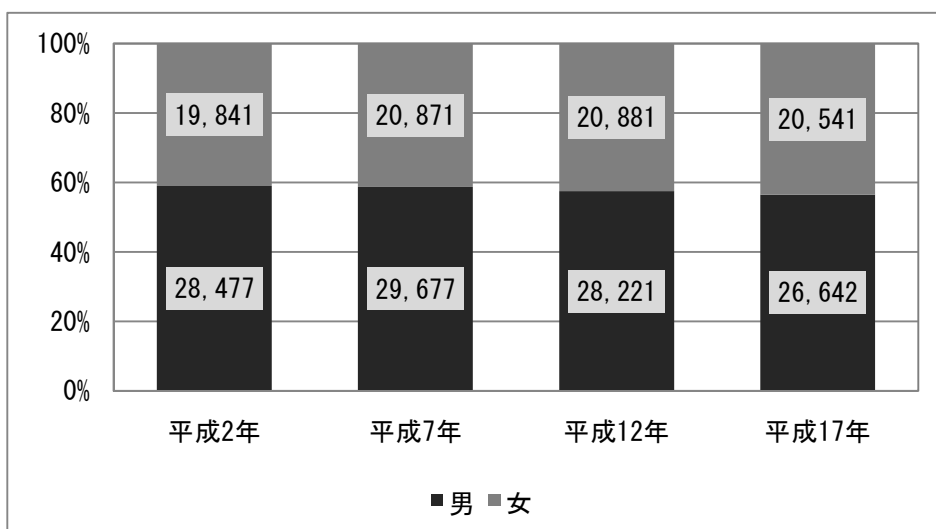


表：男女別就業者数（薩摩川内市）

区 分	平成2年			平成7年			平成12年			平成17年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
就業者数	48,318	28,477	19,841	50,548	29,677	20,871	49,102	28,221	20,881	47,183	26,642	20,541
比 率	—	58.9%	41.1%	—	58.7%	41.3%	—	57.5%	42.5%	—	56.5%	43.5%

資料：国勢調査報告

図：男女別就業者数（薩摩川内市）





第4節 ニーズ調査結果

1 調査の目的

本調査は、薩摩川内市の少子化対策や、子育て支援に関する基本的な計画である「薩摩川内市次世代育成支援対策地域行動計画」の策定に向けて、市民の子育てに関する生活実態や意見、要望などを把握し、計画づくりの基礎資料とするために実施したものです。

2 調査の対象者

調査対象者	調査対象者抽出の方法
就学前児童の保護者	薩摩川内市内の小学校就学前児童（0歳児，1～2歳児，3～5歳児）の保護者を対象に，1，500人を無作為に抽出。
就学児童の保護者	薩摩川内市内の小学校低学年（1～3年生）児童の保護者を対象に，1，500人を無作為に抽出。

3 主な調査内容

調査対象者	主たる調査項目
小学校就学前児童の保護者 小学校児童の保護者	・ 家族，保護者の就労状況について ・ 保育サービスの利用について ・ 病児・病後児保育について ・ 一時預かりについて ・ ベビーシッターの利用について ・ ファミリー・サポート・センターの利用について ・ 子育て支援サービスについて ・ 育児休業・看護休暇制度の利用について ・ 放課後児童クラブの利用について ・ ひとり親家庭等の支援策について ・ 子育てに関する悩みや不安感について ・ 子どもの安全について ・ 子どもの生活状況について ・ 子どものけがや病気について ・ 喫煙について ・ 子どものサポート状況について



4 調査の方法

無記名方式とし、保育園・幼稚園・小学校等の施設やサークル活動を利用して配布・回収しました。

5 調査の期間

平成21年1月13日（火） ～ 1月31日（土）

6 調査票の回収結果

調査対象者	調査件数	回収件数	回収率
小学校就学前児童の保護者	1, 500	857	57.1%
小学校児童の保護者	1, 500	1, 243	82.9%
計	3, 000	2, 100	70.0%

7 報告書利用上の注意

- (1) 数値処理の関係上、構成比（％）の計が100％にならないことがあります。
- (2) 複数回答の設問は、すべての構成比（％）を合計すると100％を超えます。
- (3) 平均値を算出するにあたり、無回答は加えていません。
- (4) 設問のなかで、下表に示した35項目については、平成21年度において、「薩摩川内市次世代育成支援対策地域行動計画」を策定する際、サービスを推計するためのものです。その目的でアンケート調査に付加したものであり、本報告書から除外し、基礎資料として活用しました。

設問No.	設問内容
問7-1(1)	父親の1週あたりの就労時間、帰宅時間（フルタイム、パートタイム・アルバイト別）
問7-1(1)	母親の1週あたりの就労時間、帰宅時間（フルタイム、パートタイム・アルバイト別）
問10-2	保育サービスの利用者の、1週あたりの利用日数と1日あたりの利用時間帯
問11-1	保育サービスを今後利用したい回答者の、1週あたりの利用日数と1日あたりの利用時間帯
問12	保育サービスを今後利用したい回答者の、土曜・日曜・祝日の利用時間帯
問13-1	保育サービスを利用できなかったとき、父親・母親が休んだ日数と親族・知人に預けた日数
問13-2	保育サービスを利用できなかったとき、施設に預けたい日数
問14	私用・就労等で、子どもを家族以外に預けた年間日数と目的別年間日数



設問No.	設問内容
問 1 5	私用・就労等で、子どもを家族以外に今後預けたい月あたり日数
問 1 6 - 1	保育サービスを利用できなかったとき、同居人・親族・知人、その他に預けた泊数
問 1 7	放課後児童クラブを、今後利用したい週あたりの日数
問 1 8 - 1	ベビーシッターの 1 週あたりの利用日数と 1 日あたりの利用時間帯
問 1 9 - 2	ファミリー・サポート・センターの 1 週あたりの利用日数と 1 日あたりの利用時間帯
問 1 9 - 3	ファミリー・サポート・センターを増やしたい月あたりの時間数
問 1 9 - 4	ファミリー・サポート・センターを今後利用したい月あたりの時間数
問 2 0	地域子育て支援事業を利用している週あたりの回数
問 2 1	地域子育て支援事業を今後利用したい週あたりの回数
問 2 3 - 1	育児休業から復帰したときのこどもの月齢
問 2 3 - 3	育児休業期間を調整した回答者の、育児休業を実際に取得した期間と変更した月数
問 2 4 - 1	放課後児童クラブ利用者の週あたり利用日数
問 2 4 - 5	放課後児童クラブを今後利用したい週あたり日数
問 2 4 - 7	放課後子ども教室を今後利用したい週あたり日数
問 2 5	放課後児童クラブを今後利用させたい学年の上限
問 2 6 - 1	放課後児童クラブを利用できなかったとき、父親・母親が休んだ日数と親族・知人に預けた日数
問 2 6 - 2	放課後児童クラブを利用できなかったとき、施設に預けたい日数
問 2 7	私用・就労等で、子どもを家族以外に一時預かりをした年間日数と目的別年間日数
問 2 8	一時預かりを希望する場合、利用回数を増やしたい月あたり日数
問 2 9 - 1	保護者の用事等で、同居人・親族・知人、その他に泊まりがけで預けた泊数
問 3 0 - 1	ベビーシッターのあたり、1 回あたりの利用頻度
問 3 1	ベビーシッターを希望する場合、利用回数を増やしたい月あたり日数
問 3 2 - 2	ファミリー・サポート・センター利用者の、月あたり日数と 1 回あたりの時間
問 3 2 - 3	ファミリー・サポート・センターを今後利用したい日数・回数と、増やしたいと考える月あたり時間
問 3 2 - 4	ファミリー・サポート・センターを今後利用したいとする回答者の月あたり時間
問 5 5	子どもの夏休みに合わせ、実際取得している休暇日数と取得を希望する日数
問 6 5	こどもの起床時間と就寝時間



ニーズ調査の主な項目の結果

全ての調査結果報告書は、市役所本庁子育て支援課及び各支所市民生活課に備えてありますので活用してください。

◆ 共通項目

問3 子どもの数

子どもの数は、「2人」が43.2%と最も比率が高く、次いで「3人」31.9%、「1人」15.5%などの順となっています。なお、回答者の子どもの平均人数は2.38人となっています。

回 答	件数	%
1 人	336	15.5
2 人	935	43.2
3 人	689	31.9
4 人	159	7.4
5 人	30	1.4
6 人	5	0.2
7 人	4	0.2
8 人	4	0.2
調査数	2,162	100.0

問4 同居・近居の状況（複数回答）

同居・近居の状況について、「父母同居」が84.1%、次いで、「祖母近居」が41.3%、「祖父近居」が35.6%で、他の形態を大きく上回っています。

回 答	件数	%
1. 父母同居	1,767	84.1
2. 父同居（ひとり親家庭）	27	1.3
3. 母同居（ひとり親家庭）	184	8.8
4. 祖父同居	163	7.8
5. 祖母同居	248	11.8
6. 祖父近居	748	35.6
7. 祖母近居	868	41.3
8. その他	105	5.0
調査数	2,100	



問5 日頃、子どもを預かってもらえる状況（複数回答）

「日頃、子どもを預かってもらえる人」の状況について、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」が半数強の 59.0%を占め、次いで、「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」29.1%などの順となっています。

回 答	件数	%
1. 日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる	611	29.1
2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる	1,238	59.0
3. 日常的に子どもを預けられる友人・知人がいる	95	4.5
4. 緊急時もしくは用事の際には子どもを預けられる友人・知人がいる	412	19.6
5. いずれもない	277	13.2
調査数	2,100	

問5-2 友人や知人に預かってもらっている状況（複数回答）

友人や知人に預かってもらっていることに対し、「友人・知人に預かってもらうことについては、特に問題ない」が 40.4%と最も高く、次いで「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」33.3%などの順となっています。

回 答	件数	%
1. 友人・知人に預かってもらうことについては、特に問題ない	205	40.4
2. 友人・知人の身体的負担が大きく心配である	21	4.1
3. 友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である	84	16.6
4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい	169	33.3
5. その他	14	2.8
調査数	507	

問6 子どもの身の回りの世話などを主にする人

子どもの身の回りの世話を主にしているのは、「母親」が大半の 95.1%を占めています。

回 答	件数	%
1. 主に父親	32	1.5
2. 主に母親	2,026	95.1
3. 主に祖父母	62	2.9
4. その他	11	0.5
調査数	2,131	100.0



問7 父親・母親の就労状況

(1) 父親

父親の現在の就労状況は、「就労している（フルタイム：産休・育休・介護休業中は含まない）」が全体の 96.4%を占めています。

回 答	件数	%
1. 就労している（フルタイム：産休・育休・介護休業中は含まない）	1,822	96.4
2. 就労している（フルタイムだが産休・育休・介護休業中）	6	0.3
3. 就労している（パートタイム，アルバイト等）	29	1.5
4. 以前は就労していたが，現在は就労していない	32	1.7
5. これまでに就労したことがない	1	0.1
調査数	1,890	100.0

(2) 母親

母親の現在の就労状況は、「就労している（パートタイム，アルバイト等）」が 37.6%と最も高率で，次いで，「就労している（フルタイム：産休・介護休業中は含まない）」29.6%，「以前は就労していたが，現在は就労していない」26.1%などの順となっています。

回 答	件数	%
1. 就労している（フルタイム：産休・育休・介護休業中は含まない）	600	29.6
2. 就労している（フルタイムだが産休・育休・介護休業中）	36	1.8
3. 就労している（パートタイム，アルバイト等）	762	37.6
4. 以前は就労していたが，現在は就労していない	529	26.1
5. これまでに就労したことがない	99	4.9
調査数	2,026	100.0



問 8-2 就労希望のある母親が働いていない理由

就労希望のある母親が現在働いていない理由として、「働きながら子育てできる適当な仕事がない」が 39.6%, 次いで、「その他」 35.0%が高率となっています。

回 答	件数	%
1. 保育サービス（※）が利用できれば就労したい	49	10.8
2. 放課後児童クラブなどのサービスが利用できれば就労したい	21	4.6
3. 働きながら子育てできる適当な仕事がない	180	39.6
4. 自分の知識, 能力にあう仕事がない	12	2.6
5. 家族の考え方（親族の理解が得られない）等就労する環境が整っていない	33	7.3
6. その他	159	35.0
調査数	454	100.0

問 8-3 母親が就労するときの末子の年齢

「末子は何歳になったとき、母親が就労を希望するか」に対し、「10歳になったとき」が 17.5%, 次いで、「3歳になったとき」 16.9%, 「7歳になったとき」 16.6%などの順となっている。

回 答	件数	%
1歳になったとき	11	3.4
2歳になったとき	6	1.8
3歳になったとき	55	16.9
4歳になったとき	32	9.8
5歳になったとき	5	1.5
6歳になったとき	35	10.8
7歳になったとき	54	16.6
8歳になったとき	13	4.0
9歳になったとき	15	4.6
10歳になったとき	57	17.5
11歳になったとき	4	1.2
12歳になったとき	21	6.5
13歳になったとき	10	3.1
14歳になったとき	0	0.0
15歳になったとき	3	0.9
16歳になったとき	3	0.9
17歳になったとき	0	0.0
18歳になったとき	1	0.3
調査数	325	100.0



◆ 就学前児童

問 9 - 1 保育サービス等就労継続の条件

「就労の継続について、「いずれにしてもやめていた」が 40.2%と最も高率で、次いで、「職場において育児休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度が整い、働き続けやすい環境が整っていれば、継続して就労していた」26.7%、「保育サービスと職場の両立支援環境がどちらも整っていれば、継続して就労していた」16.9%などの順となっています。

回 答	件数	%
1. 保育サービスが確実に利用できる見込みがあれば、継続して就労していた	15	5.1
2. 職場において育児休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度が整い、働き続けやすい環境が整っていれば、継続して就労していた	79	26.7
3. 保育サービスと職場の両立支援環境がどちらも整っていれば、継続して就労していた	50	16.9
4. 家族の考え方（親族の理解が得られない）等就労する環境が整っていない	9	3.0
5. いずれにしてもやめていた	119	40.2
6. その他	24	8.1
調査数	296	100.0



問１０－１ 子育て支援サービスを利用状況（複数回答）

現在、利用している子育て支援サービスのうち、「認可保育所」が半数強の 69.0%を占め、次いで、「幼稚園（通常の就園時間）」23.4%と続き、その他のサービスは低率となっています。

回 答	件数	%
1. 認可保育所 （国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）	443	69.0
2. 家庭的な保育 （保育ママ：保育者の家庭等で子どもを預かるサービス）	1	0.2
3. 事業所内保育施設 （企業が従業員用に運営する施設）	2	0.3
4. 認可外保育施設 （認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設）	23	3.6
5. 認定こども園【共通利用時間のみの保育利用】 （保育施設と幼稚園が一体化した施設）	2	0.3
6. 認定こども園【共通利用時間（４時間程度）以上の保育の利用】	3	0.5
7. その他の保育施設	5	0.8
8. 幼稚園 （通常の就園時間）	150	23.4
9. 幼稚園の預かり保育 （通常の就園時間を延長して預かるサービス）	58	9.0
10. ベビーシッター	1	0.2
11. ファミリー・サポート・センター （地域住民による子どもの預かりサービス）	3	0.5
調査数	642	



問 10-3 保育サービスを利用している理由

子どもが、現在保育サービスを利用している理由として、「現在就労している」が大半の76.0%を占め、次いで、「子どもの教育のため」17.6%と続き、他の選択肢は低率となっています。

回 答	件数	%
1. 現在就労している	466	76.0
2. 就労予定がある/求職中である	18	2.9
3. 家族・親族などを介護しなければならない	3	0.5
4. 病気や障害を持っている	3	0.5
5. 学生である	0	0.0
6. 1～5までの事情はないが、子どもの教育のため	108	17.6
7. その他	15	2.4
調査数	466	76.0

問 10-4 保育サービスを利用していない理由

子どもが、現在保育サービスを利用されていない理由として、「必要がない」が58.1%と最も高率で、次いで、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」17.8%等の順となっています。

回 答	件数	%
1. (子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で) 必要がない	75	58.1
2. 子どもの祖父母や親戚の人がみている	23	17.8
3. 近所の人や父母の友人・知人がみている	0	0.0
4. 預けたいが、保育サービスに空きがない	0	0.0
5. 預けたいが、経済的な理由でサービスを利用できない	9	7.0
6. 預けたいが延長・夜間等の場所や条件が整わない	4	3.1
7. 預けたいが、サービスの質や場所など、納得できるサービスがない	3	2.3
8. 子どもがまだ小さいため	6	4.7
9. その他	9	7.0
調査数	129	100.0



問 1 1 子育て支援サービスの今後の利用意向

「今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは、足りていないと思う保育サービス」について、「病児・病後児保育」が 33.6%と最も高率で、次いで、「特にない」18.2%、「認可保育所」17.5%、「一時預かり」15.4%などの順となっています。

回 答	件数	%
1. 認可保育所 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの)	150	17.5
2. 家庭的な保育 (保育ママ：保育者の家庭等で子どもを預かるサービス)	17	2.0
3. 事業所内保育施設 (企業が従業員用に運営する施設)	64	7.5
4. 認可外保育施設 (認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設)	6	0.7
5. 認定こども園【共通利用時間のみの保育利用】 (保育施設と幼稚園が一体化した施設)	17	2.0
6. 認定こども園【共通利用時間（4時間程度）以上の保育の利用】	27	3.2
7. その他の保育施設	4	0.5
8. 幼稚園 (通常の就園時間)	55	6.4
9. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かるサービス)	127	14.8
10. 延長保育	55	6.4
11. ベビーシッター	5	0.6
12. ファミリー・サポート・センター (地域住民による子どもの預かりサービス)	29	3.4
13. 一時預かり (私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを預かるサービス)	132	15.4
14. 病児・病後児保育 (子どもの病気時の保育)	288	33.6
15. 特にない	156	18.2
調査数	857	



問 1 1-2 子育て支援サービスを利用したい理由

子育て支援サービスを利用したいと考える理由について、「現在就労している」が半数弱の 45.2%を占め、次いで、「そのうち就労したいと考えている」32.9%などの順となっており、他の選択肢は 10%以下となっています。

回 答	件数	%
1. 現在就労している	132	45.2
2. 就労しているが、もっと日数や時間を増やしたい	14	4.8
3. 就労予定がある/求職中である	20	6.8
4. そのうち就労したいと考えている	96	32.9
5. 就労していないが、子どもの教育などのために子どもを預けたい	20	6.8
6. 家族・親族などを介護しなければならない	1	0.3
7. 病気や障害を持っている	0	0.0
8. 学生である/就学したい	0	0.0
9. その他	9	3.1
調査数	292	100.0

問 1 2 土曜日と日曜日・祝日の、保育サービスの利用希望

土曜日と日曜日・祝日の保育サービスなどの利用希望について、土曜日は「ほぼ毎週利用したい」が 44.6%、「利用希望はない」が 35.1%、「月に 1～2 回は利用したい」が 20.4%となっています。

日曜日・祝日は、「利用希望はない」が 70.2%となっており、土曜日を 35.1 ポイント上回り、次いで、「月に 1～2 回は利用したい」が 26.1%となっています。

【土曜日】

回 答	件数	%
1. ほぼ毎週利用したい	355	44.6
2. 月に 1～2 回は利用したい	162	20.4
3. 利用希望はない	279	35.1
調査数	796	100.0

【日曜日・祝日】

回 答	件数	%
1. ほぼ毎週利用したい	29	3.6
2. 月に 1～2 回は利用したい	208	26.1
3. 利用希望はない	559	70.2
調査数	796	100.0



問 1 3-1 病気やケガで通常の保育サービスの利用できなかった場合の対処方法

「病気やケガで通常の保育サービスが利用できなかった場合の対処方法」として、「母親が休んだ」が最も高率で 68.9%，次いで、「(同居人を含む) 親族・知人に預けた」42.7%，「父親が休んだ」26.8%等の順となっています。

回 答	件数	%
1. 父親が休んだ	125	26.8
2. 母親が休んだ	321	68.9
3. (同居人を含む) 親族・知人に預けた	199	42.7
4. 就労していない保護者がみた	76	16.3
5. 病児・病後児の保育サービスを利用した(保育所で実施しているサービスを含む)	35	7.5
6. ベビーシッターを頼んだ	2	0.4
7. ファミリー・サポート・センターにお願いした	1	0.2
8. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	3	0.6
9. その他	10	2.1
調査数	466	

問 1 7 放課後児童クラブの利用意向

放課後児童クラブの今後利用意向について、「利用したい」が 54.5%，「利用予定はない」の 45.5%を 9.0 ポイント上回ってします。

問 2 2 子育て支援サービスの認知度・利用の有無・今後の利用意向

① 保健センターでの父親教室や栄養教室

「保健センターでの父親教室や栄養教室」の認知度は 54.0%，利用経験者は 16 子育て支援サービスのなかで比較的高率であるが、今後の利用意向は低率の 28.5%に止まっています。

② 各保健センターの情報・相談サービス

「各保健センターの情報・相談サービス」の認知度は 68.8%，利用経験者は 19.0%で、16 子育て支援サービスのなかで比較的高率であるものの、今後の利用意向は低率の 28.5%に止まっています。



③ 中央公民館での家庭教育講座など

「中央公民館での家庭教育講座など」の認知度は 37.9%，利用経験者は 6.4%程度であるが，今後の利用意向は 16 子育て支援サービスのなかでは低率の 32.2%に止まっています。

④ 教育相談室

「教育相談室」の認知度は 28.2%，利用経験者は 1.9%程度で，16 子育て支援サービスのなかでは低率であるものの，今後の利用意向は 35.4%と中位程度となっています。

⑤ 保育所や幼稚園の園庭等の開放

「保育所や幼稚園の園庭等の開放」の認知度は 61.3%で，16 子育て支援サービスのなかでは比較的高率となっています。なお，利用経験者 33.9%と，今後の利用意向の 58.1%は，16 子育て支援サービスのなかで最も高い率を占めています。

⑥ ふれあい子育てサロンなど

「ふれあい子育てサロンなど」の認知度 70.7%，利用経験者 23.0%，今後の利用意向 39.7%は，ともに，16 子育て支援サービスのなかで高率を示しています。

⑦ 地域子育て支援センター

「地域子育て支援センター」の認知度は 75.0%で，16 子育て支援サービスのなかで最も率が高く，利用経験者 25.0%，今後の利用意向 44.2%も高率を示しています。

⑨ ファミリー・サポート・センター事業

「ファミリー・サポート・センター事業」の認知度は 59.1%あるものの，利用経験者は 16 子育て支援サービスのなかでは低率の 2.0%に止まっています。なお，今後の利用意向は 37.4%程度となっています。

⑪ 病児・病後児保育事業

「病児・病後児保育事業」の認知度は，16 子育て支援サービスのなかでは，比較的高率の 66.2%となっているが，利用経験者は 12.1%，今後の利用意向は 32.9%となっています。



⑮ 育児リフレッシュ事業

「育児リフレッシュ事業」の認知度は、16子育て支援サービスのなかでは低率の20.9%となっており、利用経験者も4.6%程度でとなっています。なお、今後の利用意向は42.1%となっています。

⑯ 自治体が発行している子育て情報誌

「自治体が発行している子育て情報誌」の認知度は、16子育て支援サービスのなかで低率の23.2%となっており、利用経験者も11.6%程度である。しかし、今後の利用意向は53.8%で、16子育て支援サービスのなかで高率となっています。

問23 育児休業制度の利用の有無

育児休業制度の利用の有無について、「利用しなかった」が全体の75.5%を占め、次いで利用経験者では、「母親」が23.6%となっています。

回 答	件数	%
1. 母親が利用した	192	23.6
2. 父親が利用した	5	0.6
3. 母親と父親の両方が利用した	2	0.2
4. 利用しなかった	613	75.5
調査数	812	100.0

問23-2 育児休業明けの保育サービスの利用状況

「母親または父親が育児休業明けに、希望する保育サービスをすぐ利用できたか」との問いに対し、「育児休業期間を調整せずにできた」が58.1%、次いで、「育児休業期間を調整したのでできた」19.4%等の順となっています

回 答	件数	%
1. 育児休業期間を調整せずにできた	108	58.1
2. 育児休業期間を調整したのでできた	36	19.4
3. できなかった	25	13.4
4. 希望しなかった	17	9.1
調査数	186	100.0



◆ 就学児童

問 2 4 放課後児童クラブの利用状況

現在、放課後児童クラブの利用状況について、89.0%が「利用していない」とし、利用者は11.0%に止まっています。

問 2 4 - 1 ② 放課後児童クラブ利用者の利用理由

放課後児童クラブ利用者の利用理由は、「現在就労している」が90.4%と大半を占めています。

子どもの身の周りの世話を主にしている人が

回 答	件数	%
1. 現在就労している	115	90.4
2. 就労予定がある/求職中である	4	3.5
3. 家族・親族などを介護しなければならない	3	2.6
4. 病気や障害を持っている	0	0.0
5. 学生である	0	0.0
6. その他	4	3.5
調査数	115	100.0

問 2 4 - 2 放課後児童クラブ利用者の満足度

① 施設・環境（建物・庭など）

放課後児童クラブの「施設・環境（建物・庭など）」に対し、「大変満足」、「ほぼ満足」とした回答は合わせて88.9%となっています。



問 2 4-3 放課後児童クラブ利用者の要望

放課後児童クラブを利用者が、放課後児童クラブに対してどのように感じているかとの問いに対し、「利用できる学年を延長してほしい」が 32.5%と最も高率で、次いで、「現在のままでよい」31.6%等の順となっています。

回 答	件数	%
1. 利用時間を延長してほしい	23	19.7
2. 利用できる学年を延長してほしい	38	32.5
3. 土曜日も開いてほしい	6	5.1
4. 日曜日・祝日も開いてほしい	15	12.8
5. 施設設備を改善してほしい	16	13.7
6. 指導内容を工夫してほしい	6	5.1
7. その他	21	17.9
8. 現在のままでよい	37	31.6
調査数	117	

問 2 5 小学4年生以降の望まれる放課後の過ごし方

小学4年生以降の、望まれる放課後の過ごし方として、「クラブ活動など習い事をさせたい」が 55.2%と最も高率で、次いで、「利用を希望するサービスは特にない」が 29.2%等の順となっています。

回 答	件数	%
1. 放課後児童クラブを利用したい	143	16.7
2. 放課後子ども教室を利用したい	141	16.5
3. クラブ活動など習い事をさせたい	473	55.2
4. 利用を希望するサービスは特にない	250	29.2
5. その他	58	6.8
調査数	857	



問 2 6-1 病気やケガで子どもが学校を休んだときの対処方法

子どもが、病気やケガで子どもが学校を休んだときの対処方法として、「母親が休んだ」が 45.6%、「就労していない保護者がみた」30.1%等の順となっています。

回 答	件数	%
1. 父親が休んだ	64	10.3
2. 母親が休んだ	283	45.6
3. (同居人を含む) 親族・知人に預けた	129	20.8
4. 就労していない保護者がみた	187	30.1
5. 病児・病後児の保育サービスを利用した(保育所で実施しているサービスを含む)	3	0.5
6. ベビーシッターを頼んだ	0	0.0
7. ファミリー・サポート・センターにお願いした	4	0.6
8. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	36	5.8
9. その他	22	3.5
調査数	621	

問 3 3 子育てに関する不安感や負担感

子育てに関する不安感や負担感について、「なんとなく不安や負担を感じる」が 40.4%と最も高率で、次いで、「あまり不安や負担などは感じない」の 32.0%等の順となっています。

回 答	件数	%
1. 非常に不安や負担を感じる	139	6.7
2. なんとなく不安や負担を感じる	842	40.4
3. あまり不安や負担などは感じない	667	32.0
4. 全く感じない	148	7.1
5. なんともいえない	288	13.8
調査数	2,084	100.0



問34 子育てに関する悩みや気になること（複数回答）

子育てに関する悩みや気になることについて、選択肢は多岐にわたっており、「子どものしつけ方（しかり方、ほめ方）」36.1%、「子どもをしかりすぎているような気がする」と34.0%、「病気や発育・発達に関する」と26.5%等が高率となっています。

回 答	件数	%
1. 病気や発育・発達に関する	556	26.5
2. 食事や栄養に関する	438	20.9
3. 育児の方法がよくわからない	85	4.0
4. 子どもとの接し方に自身が持てない	248	11.8
5. 子どもとの時間を十分にとれない	534	25.4
6. 話し相手や相談相手がいない	82	3.9
7. 仕事や自分のやりたいことが十分できない	361	17.2
8. 子どもの教育（性教育を含む）に関する	419	20.0
9. 子どもの友人関係（いじめ等を含む）に関する	369	17.6
10. 登園拒否、不登校などの問題について	64	3.0
11. 学校の先生に対する不満	131	6.2
12. 学校の規則や方針に関する	81	3.9
13. 保護者間の関係について	223	10.6
14. スポーツ少年団などの活動について	190	9.0
15. 塾などに関する	137	6.5
16. 子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ない	170	8.1
17. 配偶者・パートナーと子育てに関して十分話し合えない	127	6.0
18. 自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場など周りの見 る目が気になる	102	4.9
19. 配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいない	125	6.0
20. 子どもをしかりすぎているような気がする	714	34.0
21. 子育てのストレスがたまると、子どもに手をあげたり、世話を しなかったりしてしまう	115	5.5
22. 地域の子育て支援サービスの内容や利用・申し込み方法がよく わからない	89	4.2
23. どこに相談したらよいかわからない	49	2.3
24. 泣いた時やぐずった時などの対応の仕方	142	6.8
25. 子どものしつけ方（しかり方、ほめ方）	758	36.1
26. 子どもの上手な遊ばせ方	311	14.8
27. その他	67	3.2
28. 特にない	260	12.4
調査数	2,100	



問35 子育てに関する不安や悩み（複数回答）

子育てに関する不安や悩みについて、選択肢が多岐にわたっており、「子育てで出費がかさむ」27.5%、「不安や悩んでいることは特にない」24.8%、「子どもの行動や性格に関すること」24.1%等が高率となっています。

回 答	件数	%
1. 子育てによる身体の疲れが大きい	181	8.6
2. 頭痛, 不眠, だるさ, ふらつきなど身体のこと	214	10.2
3. 気分が落ち込んだり, イライラするような精神面の不安定	476	22.7
4. 子育てで出費がかさむ	577	27.5
5. 学校や塾に関する情報が少ない	127	6.0
6. 子どもの行動や性格に関すること	507	24.1
7. 自分の自由な時間が持てない	311	14.8
8. 夫婦で楽しむ時間がない	119	5.7
9. 仕事が十分にできない	119	5.7
10. 子育てが大変なことを身近な人が理解してくれない	68	3.2
11. 子どもが病気がちである	79	3.8
12. 住居が狭い	229	10.9
13. その他	76	3.6
14. 不安や悩んでいることは特にない	520	24.8
調査数	2,100	

問36 仕事と子育ての両立に関する課題（複数回答）

仕事と子育ての両立に関する課題として、「自分が病気・けがをしたときや子どもが急に病気になった時に代わりに面倒を見る人がいない」が31.1%、「子どもと接する時間が少ない」31.0%等が高率となっています。

回 答	件数	%
1. 急な残業が入ってしまう	387	18.4
2. 自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒を見る人がいない	653	31.1
3. 家族の理解が得られない	58	2.8
4. 職場の理解が得られない	150	7.1
5. 子どもの他に面倒を見なければならない人がいる	72	3.4
6. 子どもの面倒をみってくれる保育所などが見つからない	60	2.9
7. 子どもと接する時間が少ない	650	31.0
8. その他	146	7.0
9. 大変だと感じることは特にない	437	20.8
調査数	2,100	



問37 子育てに関する悩みや不安の相談者（複数回答）

子育てに関する悩みや不安の相談者として、「配偶者・パートナー」74.9%、「その他の親族（親，兄弟など）」64.8%等が高率となっています。

回 答	件数	%
1. 配偶者・パートナー	1,573	74.9
2. その他の親族（親，兄弟など）	1,361	64.8
3. 隣近所の人，地域の知人，友人	1,044	49.7
4. 職場の人	556	26.5
5. 保育所，幼稚園，学校の保護者の仲間	617	29.4
6. 育児サークルの仲間	66	3.1
7. 保育士，幼稚園の先生，学校の先生	547	26.0
8. 医師・保健師・看護師・助産師・栄養士など	81	3.9
9. 地域子育て支援センター	31	1.5
10. 子育てサロンなど	8	0.4
11. 民生委員・児童委員	7	0.3
12. 教育相談室	9	0.4
13. 保健所・保健センター	29	1.4
14. 医療機関等	27	1.3
15. 県児童相談所（県児童総合相談センター）	19	0.9
16. 民間の電話相談等	3	0.1
17. 相談相手がない	31	1.5
18. その他	17	0.8
19. 相談すべきことはない	55	2.6
調査数	2,100	



問４０ 子育てに関する情報の入手方法（複数回答）

子育てに関する情報の入手方法として、「隣近所の人，知人，友人」67.4%，「親族（親，兄弟など）」65.3%，「保育所，幼稚園，学校」59.0％等が高率となっています。

回 答	件数	%
１．親族（親，兄弟など）	1,372	65.3
２．隣近所の人，知人，友人	1,416	67.4
３．育児サークルの仲間	124	5.9
４．保育所，幼稚園，学校	1,240	59.0
５．市役所や市の機関	145	6.9
６．保健所・保健センター	200	9.5
７．医療機関等	176	8.4
８．市の広報やパンフレット	440	21.0
９．テレビ，ラジオ，新聞	681	32.4
１０．子育て雑誌，育児書	596	28.4
１１．インターネット	292	13.9
１２．その他	23	1.1
１３．情報の入手先がない	22	1.0
１４．情報の入手手段がわからない	32	1.5
調査数	2,100	

問４２ 家の近くの子どもの遊び場に対する感想（複数回答）

家の近くの子どもの遊び場に対する感想として、「雨の日に遊べる場所がない」64.1%，「近くに遊び場がない」40.9%，「遊具などの種類が充実していない」31.8％等が高率となっています。

回 答	件数	%
１．近くに遊び場がない	858	40.9
２．雨の日に遊べる場所がない	1,347	64.1
３．思い切り遊ぶために十分な広さがない	333	15.9
４．遊具などの種類が充実していない	667	31.8
５．不衛生である	118	5.6
６．いつも閑散としていて寂しい感じがする	252	12.0
７．遊具などの設備が古くて危険である	190	9.0
８．緑などの自然が少ない	66	3.1
９．遊び場やその周辺環境が悪くて、安心して遊べない	160	7.6
１０．遊び場周辺の道路が危険である	405	19.3
１１．遊び場に行っても子どもと同じ歳くらいの遊び仲間がいない	267	12.7
１２．その他	52	2.5
１３．特に感じることはない	174	8.3
調査数	2,100	



問４３ 子どもと外出の際、困ったこと（複数回答）

外出の際、困ったこととして、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」33.1%、「トイレやオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」25.2%、「小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと」25.0%等が高率となっています。

回 答	件数	%
1. 歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること	349	16.6
2. 歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになっていること	227	10.8
3. 交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていないこと	166	7.9
4. トイレやオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと	530	25.2
5. 授乳する場所や必要な設備がないこと	325	15.5
6. 小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと	525	25.0
7. 買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと	696	33.1
8. 緑や広い歩道が少ない等、街なみにゆとりとうるおいがないこと	225	10.7
9. 暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害に遭わないか心配であること	464	22.1
10. 周囲の人が子ども連れを迷惑そうにみること	122	5.8
11. 荷物や子どもに手をとられて困っているとき、手を貸してくれる人が少ないこと	202	9.6
12. その他	39	1.9
13. 特に感じることはない	386	18.4
調査数	2,100	



問４４ 安全で安心なまちづくりを行うための考え（複数回答）

安全で安心なまちづくりを行うための考えについて、「地域住民の連携で行うべきである」が81.6%と高率を占め、次いで、「県や市といった行政で行うべきのものである」43.9%等の順となっています。

回 答	件数	%
1. 地域住民の連携で行うべきである	1,715	81.6
2. 県や市といった行政で行うべきのものである	922	43.9
3. 警察の仕事である	382	18.2
4. 防犯活動に熱心な人に任せて行えばよい	19	0.9
5. 一人ひとりが注意すれば、地域で防犯活動はしなくてもよい	102	4.9
6. その他	54	2.6
7. 特にない	60	2.9
8. 分からない	190	9.0
調査数	2,100	

問５２（１） 育児休業制度の利用の有無

育児休業制度を利用したことがある回答者は34.0%であり、「知っているが利用しなかった」が32.7%となっている。なお、「職場に制度がない」とした回答も23.2%に上っています。

問６３ 子どもの朝食の取り方

子どもの朝食の取り方として、「毎日食べる」が大半の92.7%を占めています。

回 答	件数	%
1. 毎日食べる	1,957	92.7
2. 週に1～2回抜く	113	5.4
3. 週に3～4回抜く	12	0.6
4. 週に1～2回しか食べない	14	0.7
5. ほとんど食べない	14	0.7
調査数	2,110	100.0

問６８ 休日や夜間の急病時に診てくれる病院の認知度

休日や夜間の急病時に診てくれる病院の認知度は94.0%に達しています。



問 7 4 母親の喫煙歴

喫煙歴のある母親は 29.5%で、うち、14.8%は現在も喫煙しています。

回 答	件数	%
1. 吸ったことがない	1,464	70.5
2. 禁煙した	305	14.7
3. 現在吸っている	308	14.8
調査数	2,077	100.0

問 7 6 父親の喫煙歴

喫煙歴のある父親は 81.7%で、うち、57.4%は現在も喫煙しています。

回 答	件数	%
1. 吸ったことがない	293	18.3
2. 禁煙した	388	24.3
3. 現在吸っている	917	57.4
調査数	1,598	100.0

問 8 5 子育てに困難を感じる時（複数回答）

子育てに困難を感じる時は、「しつけの方法」が 63.6%と最も高率で、次いで、「子どもの態度」，「経済的理由」，「仕事との両立」等が比較的高率となっています。

回 答	件数	%
1. 子どもの態度	326	47.6
2. 子どもの病気やケガ	125	18.2
3. 子どもの発達	106	15.5
4. しつけの方法	436	63.6
5. 自分の身体の状態	115	16.8
6. 仕事との両立	261	38.1
7. 夫との育児観の違い	106	15.5
8. 祖父母との育児観の違い	112	16.4
9. 経済的理由	275	40.1
10. 経済や環境などの社会問題	119	17.4
11. 子育てに対するサービスの不足	105	15.3
12. その他	20	2.9
調査数	685	



問 9 1 父親の育児への参加状況

父親の育児への参加について、86.8%が「よくやっている」、「時々やっている」となっています。

問 9 5 (2) 出産・育児に関する行政窓口や公的施設の担当者の対応への不満 (複数回答)

出産・育児に関する行政窓口や公的施設の担当者の対応について不満に思ったこととして、「対応が不親切」が70.7%と最も高率で、次いで「手続きが煩雑で時間がかかる」54.5%等の順となっています。

回 答	件数	%
1. 対応が不親切	500	70.7
2. 手続きが煩雑で時間がかかる	385	54.5
3. 保育スペースがない	150	21.2
4. 子育てに関する必要な情報がすぐに得られない	131	18.5
5. その他	68	9.6
調査数	707	



問 9 6 市に対する子育て支援の充実への期待（複数回答）

市に対して、どのような子育て支援の充実を図って欲しいと期待するかという問いに対し、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が 62.7%と最も高率で、次いで、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」52.3%、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」44.4%等の順となっています。

回 答	件数	%
1. 親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい	556	26.4
2. 子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい	1,317	62.7
3. 子育てに困ったとき、相談したり情報が得られる場を作って欲しい	361	17.2
4. 子育てに困ったとき、居家で保育士等が子育てを援助して欲しい	156	7.4
5. 保育所を増やして欲しい	330	15.7
6. 幼稚園を増やして欲しい	83	3.9
7. 保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい	1,099	52.3
8. 誰でも気軽に利用できる保育サービスが欲しい	668	31.8
9. 安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい	933	44.4
10. 多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面の配慮が欲しい	345	16.4
11. 残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい	498	23.7
12. 子育てについて学べる機会を作って欲しい	272	13.0
13. その他	175	8.3
調査数	2,100	



◆ 調査総括

1 家族類型について

「1. ひとり親」は、問3において、「2. 父同居（ひとり親家庭）」、「3. 母同居（ひとり親家庭）」を回答したものです。

「2. フルタイム」、「3. パートタイム」、「4. 専業主婦（専業主夫を含む）」は、「1. ひとり親」に該当するものを除いた区分であり、下表のとおり、問7－（1）「父親の現在の就労状況」、問7－（2）「母親の現在の就労状況」をクロスして3区分したものです。

問7における家族類型マトリックス

母親:問7-(2) 父親:問7-(1)	1. 就労中(フルタイム) 600人	2. 就労中(フルタイムだが、産休・介護休業中) 36人	3. 就労中(パートタイム、アルバイト等) 762人	4. 以前は就労、現在は就労していない 5. これまでに就労したことがない 628人
1. 就労中(フルタイム) 1,822人	2. フルタイム		3. パートタイム	4. 専業主婦
2. 就労中(フルタイムだが、産休・介護休業中) 6人				
3. 就労中(パートタイム、アルバイト等) 29人	3. パートタイ			
4. 以前は就労、現在は就労していない 5. これまでに就労したことがない 33人	4. 専業主夫			4. 専業主婦 ・ 専業主夫



2 子育て支援サービスについて

問22-①～⑯における、子育て支援サービス16種の利用経験者に順位を付けると、最も利用比率が高かったのは、「地域子育て支援センター」75.0%で、次いで、「ふれあい・子育てサロンなど」、「各保健センターでの情報・相談サービス」等の順となっています。

なお、「教育相談室」、「自治体が発行している子育て情報誌」、「民間の相談機関」、「育児リフレッシュ事業」、「大学等付設の相談機関」の5サービスは利用経験者が30%以下に止まっています。

子育て支援サービスの利用経験者

順位	サービス名	利用経験者
1	地域子育て支援センター	75.0%
2	ふれあい・子育てサロンなど	70.7%
3	各保健センターでの情報・相談サービス	68.8%
4	病児・病後児保育事業	66.2%
5	保育所や幼稚園の園庭等の開放	61.3%
6	ファミリー・サポート・センター事業	59.1%
7	保健センターでの母親・父親教室や栄養教室	54.0%
8	発達相談	44.1%
9	中央公民館での家庭教育講座など	37.9%
10	児童館、地域福祉館の児童ルーム	36.2%
11	家庭児童相談室	34.5%
12	教育相談室	28.2%
13	自治体が発行している子育て情報誌	23.2%
14	民間の相談機関	21.9%
15	育児リフレッシュ事業	20.9%
16	大学等付設の相談機関	10.0%



さらに、問22-①～⑯における、子育て支援サービス16種の今後の利用意向に順位を付けた。最も今後の利用意向の比率が高かったのは、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」58.1%で、次いで、「自治体が発行している子育て情報誌」等の順となっています。

なお、利用経験者の順位に比して、利用意向の順位が高いのは、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」、「自治体が発行している子育て情報誌」、「育児リフレッシュ事業」、「児童館、地域福祉館の児童ルーム」等の事業です。

しかし、「保健センターでの母親・父親教室や栄養教室」、「各保健センターでの情報・相談サービス」、「民間の相談機関」、「大学等付設の相談機関」の4サービスの今後の利用意向は30%以下に止まっています。

子育て支援サービスの今後の利用意向

順位	サービス名	利用意向
1	保育所や幼稚園の園庭等の開放	58.1%
2	自治体が発行している子育て情報誌	53.8%
3	地域子育て支援センター	44.2%
4	育児リフレッシュ事業	42.1%
5	児童館、地域福祉館の児童ルーム	40.0%
6	ふれあい・子育てサロンなど	39.7%
7	ファミリー・サポート・センター事業	37.4%
8	発達相談	36.9%
9	教育相談室	35.4%
10	家庭児童相談室	32.9%
10	病児・病後児保育事業	32.9%
12	中央公民館での家庭教育講座など	32.2%
13	保健センターでの母親・父親教室や栄養教室	28.5%
13	各保健センターでの情報・相談サービス	28.5%
15	民間の相談機関	22.7%
16	大学等付設の相談機関	20.4%



3 放課後児童クラブ等の利用について

問24-2の放課後児童クラブ等の利用者の満足度として、「行事」、「病気やケガのときの対応」、「衛生対策」等が高率となっています。

しかし、「悩みごとなどの相談対応」、「保護者の要望・意見への対応」、「利用者間のネットワーク（連携・協力）」といったソフト面が低位となっています。

放課後児童クラブ等保育サービスの満足度

順位	項目	満足の数割合
1	行事	91.8%
2	病気やケガのときの対応	91.1%
3	衛生対策	90.4%
4	建物・庭などの施設・環境	88.9%
5	子どもへの接し方・日常の遊び	88.7%
5	安全対策	88.7%
7	職員等の配置状況（人員体制）	85.5%
8	保護者の要望・意見への対応	85.2%
9	悩みごとなどの相談対応	83.3%
10	保護者の要望・意見への対応	80.7%
11	利用者間のネットワーク（連携・協力）	79.1%

4 子育てに関する悩みや不安感について

問33～問43の「子育てに関する悩みや不安感」のなかで、他の選択肢より高率な回答を一覧にして、子育てに関する悩みや不安感についての全体像を表現しました。

子育てに対し、なんとなく不安や負担を感じ、自分の自由な時間がもてない。

子育てに出費がかさむことが特に不安で、子どものほめ方・しかり方などのしつけに悩み、仕事と子育ての両立について、「自分が病気・ケガをしたときや、こどもが急に病気になったときに、代わりに面倒をみる人がいない。」から難しいと感じている保護者像が浮かぶ。また、子どもと外出するとき、「小さな子どもとの食事に配慮された場所がない、買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない。

雨の日に遊べる場所がない」と感じ、場所貸しなど、活動場所の提供が欲しいと思っている。

さらに、薩摩川内市に望む子育て支援策として、「遊び場所の確保、保育所・幼稚園にかかる費用の負担軽減、医療機関の体制整備」を挙げている。



子育てに関する悩みや不安感

	設 問	高 率 回 答
1	子育てに関する不安感や負担感	なんとなく不安や負担を感じる
2	子育てに関しての悩み，気になること	子どものほめ方・しかり方などのしつけ
3	子育てで特に不安なこと	自分の自由な時間がもてない，子育てに出費がかさむ
4	仕事と子育ての両立について	自分が病気・ケガをしたときや，こどもが急に病気になったときに，代わりに面倒をみるひとがいらない。
5	子育てに関する悩みや不安の相談相手	配偶者・パートナー，親・兄弟
6	子どもが虐待されていると知ったときの通報先	県児童相談所，市役所
7	子育ての情報の入手先	親・兄弟等の親戚，隣人・知人・友人
8	子育てに関するサークルへの参加	現在参加しておらず，今後も参加するつもりはない。
9	子育てに関するサークルへの自主的な参加を促す行政の支援策	場所貸しなど，活動場所の提供
10	子どもの遊び場の問題点	雨の日に遊べる場所がない
11	子どもと外出するとき，困ること	小さな子どもとの食事に配慮された場所がない，買い物や用事の合間の気分転換に，子どもを遊ばせる場所がない。
12	薩摩川内市に望む子育て支援策	保育所・幼稚園にかかる費用の負担軽減



5 子どもの安全について

問44～問51の「子どもの安全」のなかで、他の選択肢より高率な回答を一覧にして、子どもの安全についての全体像を表現しました。

安全安心なまちづくりは、地域住民の連携で行うべきである。安全で安心なまちづくりは、どちらかといえば、地域・団体、家庭等が連携していると思う。

地域住民によるパトロールなど、防犯ボランティア活動へは、できれば参加したいと思っている。こどもたちの、犯罪被害への遭遇に関する不安についてはどちらともいえない。

子どもの安全対策も万全かどうかどちらともいえない。

また、子どもの安全対策に必要なこととして、「警察官等によるパトロールの強化」、「地域の犯罪発生状況や不審者情報等の提供」、「日頃からの地域とのつながり、いわゆる地域社会の連帯の強化」、「家庭や学校での防犯についての指導や教育が必要と考えている。

「子どもの交通安全教育の実施者は家庭であり、子どもを交通安全から守るための日頃の心がけとして、「日頃、家庭で交通事故防止について話し合う」、「自動車に乗るときは、シートベルトやチャイルドシートを着用させる」ことを励行している。



子どもの安全について

	設 問	高 率 回 答
1	安全安心なまちづくりへの考え	地域住民の連携で行うべきである。
2	安全で安心なまちづくりを行うための連携	どちらかといえば連携している。
3	地域住民によるパトロールなどの防犯ボランティア活動への参加意向	できれば参加したい
4	こどもたちの、犯罪被害への遭遇に関する不安	どちらともいえない（変わらない）
5	子どもの安全対策に対する感想	どちらともいえない
6	子どもの安全対策に必要なこと	・警察官等によるパトロールの強化 ・地域の犯罪発生状況や不審者情報等の提供 ・日頃からの地域とのつながり（いわゆる地域社会の連帯）の強化 ・家庭や学校での防犯についての指導や教育
7	子どもの交通安全教育の実施者	家庭が行う
8	子どもを交通安全から守るための日頃の心がけ	・日頃、家庭で交通事故防止について話し合う ・自動車に乗るときは、シートベルトやチャイルドシートを着用させる

6 育児休業・看護休暇制度について

問52～問55の育児休業・看護休暇制度を対比すると、看護休暇制度の利用経験者は、育児休業制度の利用経験者を23.4ポイント下回っています。「職場に制度がない」とした回答者も未だ多い現状にあります。

なお、両制度において、母親・父親の今後の利用意向に大きな差異はみられません。

育児休業・看護休暇制度について

選択肢	育児休業制度	看護休暇制度
利用したことがある	34.0%	10.6%
知っているが利用していない	32.7%	20.9%
知らなかった	10.1%	50.7%
職場に制度がない	23.2%	17.8%
区 分	育児休業制度	看護休暇制度
利用したい母親	27.7%	31.2%
利用したい父親	61.9%	60.5%



7 妊娠・出産したときの状況について

問56の妊娠・出産したときの状況について、9項目に分けて満足度を質問しました。回答のうち、「満足」、「まあ満足」を合計し、満足度に順位を付けました。「病院や産院のスタッフの対応」、「病院や産院の設備」、「母親（両親）学級」等が高率を示すものの、「職場の理解や対応」、「夫の援助などの家庭環境」、「妊娠中の受動喫煙への配慮」といった協働の概念が低位となっています。

妊娠・出産したときの状況

	設 問	満足度
1	病院や産院のスタッフの対応	90.2%
2	病院や産院の設備	89.8%
3	母親（両親）学級	88.4%
4	妊娠・出産についての不安への対応	84.2%
5	身体の具合	84.1%
6	他の子どもの世話	81.0%
7	職場の理解や対応	77.7%
8	夫の援助などの家庭環境	72.8%
9	妊娠中の受動喫煙への配慮	62.6%



8 子どものサポート体制について

問74～問94の「子どものサポート体制」について設問を並列し、「問題視される喫煙行動」、「問題視される母親の体調」、「解決すべき選択肢」として列記し、取るべき対策として整理しました。

問No.	問題視される喫煙行動	比 率
問74	母親が現在喫煙している	14.8%
問75	母親が妊娠中も喫煙した	24.8%
	母親が育児期間中も自宅で喫煙している	38.5%
問76	父親が現在喫煙している	57.4%
問77	母親が妊娠中に父親が喫煙した	68.2%
	母親が育児期間中に、父親が自宅で喫煙している	66.5%
問No.	問題視される母親の体調	比 率
問78	身体の調子はいいが、精神的に不調	10.6%
	精神的にはいいが、身体が不調	6.8%
	心身ともに調子が悪い	17.7%
問No.	解決すべき選択肢	比 率
問79	子どもとゆったりした気分で過ごせる時間がない	8.2%
問80	自分のために使える時間がもてない	18.5%
問81	ふだん、子どもをほめることがない	6.4%
問82	育児に自信が持てない	32.8%
問84	子育てに困難を感じる	32.9%
問86	母親が子どもを虐待していると思う	10.3%
問87	父親が子どもを虐待していると思う	4.4%
問91	育児に参加していない。もしくはわからない	12.3%
問92	父親が子どもとよく遊ばない	10.0%
問93	父親が母親の相談相手・精神的な支えになっていない	8.5%
問94	病気のときに、身の回りの世話をしてくれる人がいない	16.3%
	子育てについて教えてくれる人がいない	12.4%
	家事を手伝ってくれる人がいない	21.7%
	会うと心が落ち着き、安心できる人がいない	13.0%
	個人的な気持ちや秘密を打ち明けられる人がいない	16.8%
	甘えられる人がいない	22.6%

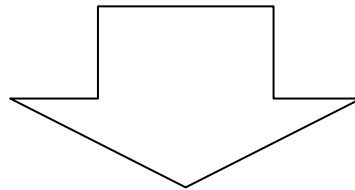
第3章 計画の基本的な考え方



第1節 基本理念と計画の目指す姿

1 基本理念

この計画は、「“地域力”が奏でる“都市力”の創出」という第1次薩摩川内市総合計画におけるまちづくりの基本理念に基づき、次の基本的な視点から、関係機関と一体になって事業を推進し「子育て支援体制の充実による子育てしやすいまちづくり」を目指します。

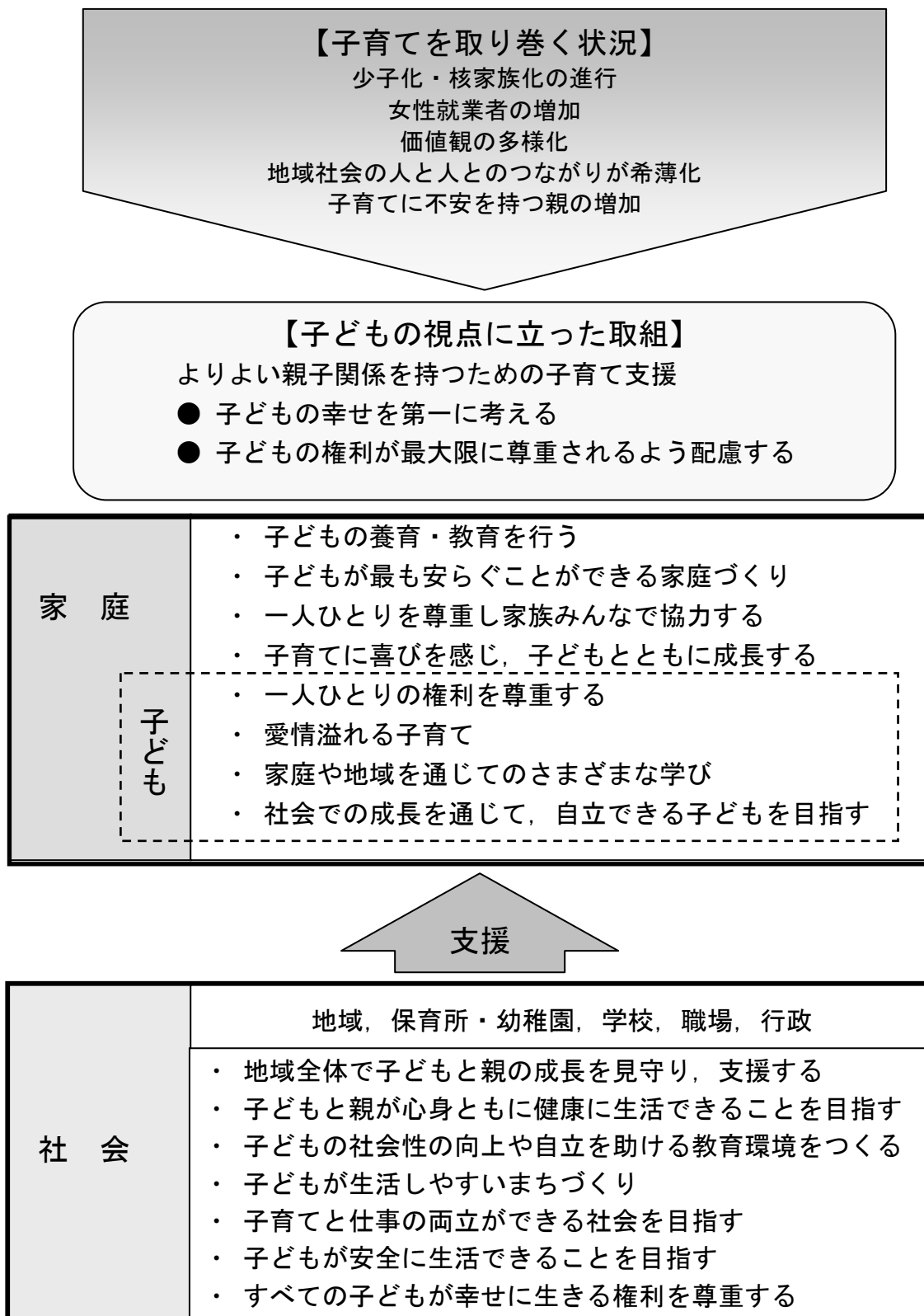


2 基本的な視点

- ① 子どもの視点
- ② 次代の親づくりという視点
- ③ サービス利用者の視点
- ④ 社会全体による支援の視点
- ⑤ 仕事と生活の調和実現の視点
- ⑥ すべての子どもと家庭への支援の視点
- ⑦ 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- ⑧ サービスの質の視点
- ⑨ 地域特性の視点



3 計画の目指す姿



図：計画の目指す姿



第2節 施策の目標

本計画では、基本理念を実践するために、計画の目指す姿を踏まえつつ、次の8項目を「次世代育成支援対策地域行動計画における目標」として、総合的に施策を推進します。

1 地域における子育て支援

児童福祉法に規定する子育て支援事業をはじめとする地域における子育て支援サービスの充実及び支援ネットワークづくり、保育所受入れ児童数の計画的な拡充等保育サービスの充実、地域資源を活用した児童の健全育成の取組、地域の高齢者が参画した世代間交流の推進、余裕教室や商店街の空き店舗等を活用した子育て支援サービスを推進します。

2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、子どもを安心して生み、ゆとりを持って育てるための基盤となるものです。妊娠・出産・子育てが安全に、かつ、快適に出来るよう、妊娠早期からの健康管理・指導を強化し、安心して妊娠・出産・子育てができるような取組を推進します。

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、子どもの実態を踏まえ、学校・家庭・地域の教育力を向上させるための支援の充実などの取組を推進するとともに、子どもを生み育てる喜びを実感できる環境の整備を推進します。



4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもとその保護者が、安心して快適に暮らすことができるよう、良質な住宅の提供や、外出しやすい環境づくりなど、子育てに配慮した総合的なまちづくりを推進します。

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育てを両立させるためには、働き方の見直し等が必要です。国・鹿児島県・各種団体等と連携を図りながら、仕事と子育ての両立を支援する法律等の広報・啓発活動に努めます。

6 子ども等の安全の確保

近年、子どもを取り巻く環境の悪化が危惧されています。子どもや保護者が事故や犯罪に巻き込まれることを防ぐため、関係機関等と連携した活動を推進します。

7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

児童虐待防止対策の充実、母子家庭の自立支援の推進、障害児施設の充実などを、関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制の構築を図り推進します。

8 子育てにかかる費用への支援

近年の、経済環境の悪化などにより、子育て中の家庭を取り巻く現状は、厳しさを増しています。

子育てにかかる経済的な負担を軽減するために、新規事業を取り入れながら支援を行っていきます。



■第2部 行動計画

※ 数値設定目標一覧

第1章 地域における子育て支援

第2章 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

第4章 子育てを支援する生活環境の整備

第5章 職業生活と家庭生活との両立の推進

第6章 子ども等の安全の確保

第7章 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

第8章 子育てにかかる費用への支援



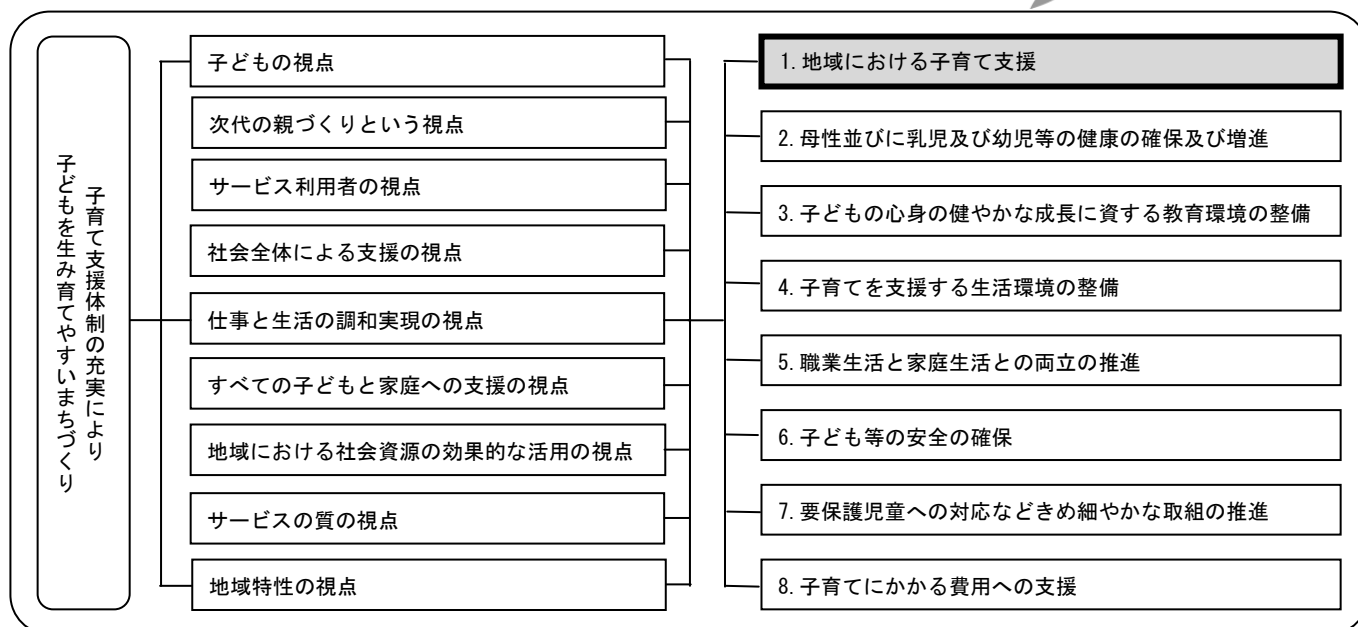


■数値設定目標一覧

この計画を進めるため、子育て支援サービス等の目標値を設定し取り組みます。

	事業名	指標	H21 年度 目標値	H21 年度 実績値	H26 年度 目標値
1	通常保育事業	保育所定員数	1,850 人	1,850 人	1,995 人
		認定こども園定員数	—	—	80 人
2	特定保育事業	設置箇所数 定員数	—	—	—
3	延長保育事業	設置箇所数	16 箇所	25 箇所	27 箇所
4	夜間保育事業	設置箇所数 1 年間受け入れ人数	—	—	—
5	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	設置箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所
6	休日保育事業	設置箇所数 定員数	3 箇所 20 人	2 箇所 8 人	2 箇所 8 人
7	病児・病後児保育事業	1 日の受け入れ人数	10 人	6 人	12 人
8	放課後児童健全育成事業	設置箇所数 定員数	9 箇所 278 人	12 箇所 385 人	15 箇所 430 人
9	地域子育て支援センター事業	設置箇所数	4 箇所	5 箇所	5 箇所
10	一時預かり事業	設置箇所数	3 箇所	11 箇所	13 箇所
11	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	設置箇所数 定員数	3 箇所 3 人	3 箇所 3 人	5 箇所 3 人
12	ファミリー・サポート・センタ ー事業	設置箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所

第1章 地域における子育て支援



動向と課題

人々の意識や価値観が多様化し、核家族化等が進行する中で、結婚・出産年齢の上昇、住環境の変化や教育費の増加など様々な要因により、少子化の傾向が顕著になっています。少子化の進行は、将来の人口の減少のみならず、多方面に深刻な影響を与えることから、喫緊に解決すべき重要な課題となっています。

一方、子育ての経済的、精神的負担により、仕事とのバランスに不安を持つ親が増加し、子ども自身の成長に悪影響が生じるなどの懸念が指摘されています。

子どもたちが個性豊かに、健やかに育まれる社会を構築するためには、個人の選択の自由を尊重しつつ、親が安心して子どもをすみ育てることのできる環境を整えていくことがこれまで以上に必要となってきます。

次世代育成支援対策推進法で、「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない」と示しており、家庭、地域、行政などが一体となる「子育て支援社会」の考え方が示されています。

本市においても、地域が各家庭の子育てを支援する体制を構築し、親の不安や負担を解消・軽減することにより、子どもが一人の人間として尊重されながら健やかに育つまちづくりを進めていく必要があります。



第1節 地域における子育て支援サービスの充実

専業主婦家庭や母子家庭等を含めた全ての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実及び核家族化に伴う子育ての不安等の軽減等が求められています。

子どもを産み、育てやすい環境づくりとして、育児に悩みのある親の話を傾聴し、子育て支援事業等の情報を提供するなど相談体制の充実を図ります。

このため、在宅における児童の養育支援を進めるため、民間で実施している子育てサービス事業の支援を図るとともに、保育所・認定こども園や幼稚園においても多様な子育て支援サービスの充実に努めていきます。

子育て支援課

施策 1 地域子育て支援センター事業	
内 容	地域子育て支援センターを拠点に、子育て家庭等に対する育児不安等の相談指導、子育てサークル等への支援及び情報発信を行い、地域の子育て家庭に対する育児支援を図ります。

子育て支援課・社会教育課

施策 2 つどいの広場（子育てサロン）	
内 容	子育てに不安を抱える親たちを支援するためつどいの広場（子育てサロン）を設置し、育児に関する相談や子どもとの遊び等の関わり方についてのアドバイスを行います。 また、子育てサロンの円滑な運営のために、子育てサポーター養成講座を実施し、子育てサポーターの養成に努めます。



子育て支援課

施策 3 ファミリー・サポート・センター事業

内 容

子育ての手伝いをしてほしい人（おねがい会員）と子育てのお手伝いをしたい人（まかせて会員）との相互援助活動で運営され、保育所への送迎，一時的な預かり等の育児援助活動を実施しています。会員の増員を図り，今後もこの事業の支援体制を推進します。

学校教育課

施策 4 幼稚園園庭・小学校校庭の開放

内 容

地域の子どもたちがふれあいながら安心・安全に遊べるよう，幼稚園の園庭及び小学校の校庭を開放します。





第2節 保育サービスの充実

最近の経済情勢の悪化等により子育て世帯からは多種多様な保育サービスが求められており、核家族化や女性の社会参加の拡大化、また、経済的理由から共働きせざるえない状況があります。

安心して子どもを産み育てるとともに、健やかに育てることのできるよう、保育定数の見直しや認定こども園の開設等により保育所待機児童の解消を図る等の環境整備が求められています。

このため、民間活力を活用して、保育所、家庭的保育、認定こども園、幼稚園の預かり保育など量的なサービスを拡充するとともに、延長保育、休日保育、病児・病後児保育事業等を充実させ、市民の多様なニーズに対して、幅広く利用できる保育サービスの提供に努めていきます。

また、保育環境の充実を図るため、保育所や幼稚園で働く保育士・幼稚園教諭の研修会や施設環境の改善が進むよう支援していきます。

子育て支援課

施策 5 通常保育	
内 容	保護者の就労又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に保護者に代わり、保育所での保育を実施します。また、保育料の保護者の負担軽減に努めます。

子育て支援課

施策 6 保育所の運営	
内 容	認可保育所・認可外保育所施設に対して、国、県の補助等を活用する中で施設整備及び健全運営の指導充実を図ります。

子育て支援課

施策 7 保育施設の新設	
内 容	入所待機児童の解消のために、保育所定員数の見直しを図りながら、新たな保育需要に対応する認定こども園の設置を検討します。



子育て支援課

施策 8 休日保育の充実

内 容

就労形態の多様化により休日等に働く保護者の休日保育需要に対応するため、保育所と協議し実施を推進します。

子育て支援課

施策 9 延長保育の充実（保育所）

内 容

保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて保育を行います。認可保育所についてはさらに事業の推進について支援を検討していきます。

学校教育課

施策 10 延長保育の充実（幼稚園）

内 容

幼稚園については市立・私立幼稚園の預かり保育について、今後支援できるように検討していきます。
また、甌島地区の公立幼稚園で預かり保育事業を実施し、子育ての支援を行います。

子育て支援課

施策 11 乳児保育（0歳児保育）

内 容

乳児保育担当の保育士の確保を支援します。

子育て支援課

施策 12 障害児保育

内 容

障害があるなしにかかわらず、健やかな保育を提供するため、職員の障害児に対する知識育成、人材確保ができるように受入れ体制や環境整備を支援します。



子育て支援課

施策 13 保育所地域活動事業

内 容	異年齢交流事業・世代間交流事業の促進について支援していきます。
-----	---------------------------------

子育て支援課

施策 14 病児・病後児保育事業

内 容	急性期並びに病気の子どもの世話に困難が生じたとき、子どもに対して専門的な看護と保育により、快適な環境とケアを提供します。 現在委託している医療機関の周知を図り、利用者の動向を見極めながら本事業の推進を図ります。
-----	--

子育て支援課

施策 15 一時預かり事業の充実

内 容	保護者の就労などにより家庭での保育が困難な就学前の児童に対して、柔軟な保育を行う一時預かり事業の充実を検討します。
-----	---

子育て支援課

施策 16 夜間養護等（トワイライトステイ事業）

内 容	児童を養育している保護者が仕事等の理由によって、帰宅が恒常的に夜間にわたり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供を行います。
-----	--

子育て支援課

施策 17 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

内 容	児童の保護者が社会的な事由（疾病・出産・事故・災害。出張等）により、一時的に家庭において養育できない場合、または母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合、児童及び母子に対し適切な処遇が確保される施設において養育・保護します。
-----	--



施策 18 家庭的保育

内 容

甌地域において、保育士等の資格を有する個人宅で、保育に欠ける児童を保育できるよう検討します。





第3節 子育て支援ネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、関係機関との連携の下、子育て支援ネットワークの充実を図る等地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進し、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供を行うことが必要である。

このため、地域ぐるみの取り組み体制の整備と意識啓発等を推進していきます。

また、関係機関が連携し、子育て支援や児童虐待防止に取り組むとともに、民生委員・児童委員及び主任児童委員、母子保健推進員、少年愛護委員等の活動の一層の充実を図るなど、地域全体で子育て家庭を支える環境づくりに努めます。

子育て支援課

施策 19 子育て支援サービスのネットワーク化の推進及び事業の充実

内 容	子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進し、また、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供を図ります。また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、家庭・学校・幼稚園・保育所・子育てサークル・関係機関等による子育てに関する意識啓発等を図ります。
-----	---

子育て支援課

施策 20 子育てサークル等への活動の支援

内 容	公民館、児童センター、集会所などにおいて、子育てサークル等の活動の支援を行います。
-----	---



第4節 児童の健全育成

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、全ての子どもを対象として放課後や夏季及び冬季の休業日等に、地域の方々の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な場所づくりの推進が必要である。

このため、児童の健全育成を図る上で、放課後児童クラブ、自治公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源及び民生委員・児童委員及び主任児童委員、子育てに関する活動を行うNPO、地域ボランティア、子ども会、自治会等を活用した取組を進めることが効果的であり、児童の健全育成を地域全体で進めていきます。

また、いじめ、非行や不登校等の問題行動については、児童相談所・学校等の関係機関や地域との連携を強化し、適切な対応に努めていきます。

子育て支援課

施策 21 主任児童委員活動

内 容	関係機関と連携を図りながら、児童虐待や不登校等課題を抱える子どもや家庭への支援を図っていきます。また、主任児童委員では、旧川内地域、樋脇・入来・東郷・祁答院地域、甑地域で部会を組織し、定例的な研修で資質を高め、地域に主体的に関わっていきます。
-----	---

子育て支援課

施策 22 学校懇談会

内 容	市内各小・中学校の教職員と地域の民生委員・児童委員との懇談会や合同研修会等をとおして交流や情報交換等を行い、地域での要保護児童の見守りや支援などの連携を図ります。
-----	---



福祉課

施策 23 民生委員・児童委員研修会

内 容

児童福祉部会において、子育てに関する講演会や児童施設の見学研修などを実施する中でそれぞれの委員の資質の向上を図り、地域における児童の健全育成に寄与します。

子育て支援課

施策 24 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

内 容

放課後児童クラブ未設置の地域や待機児童解消のため、新設や既存の施設（学校施設を含む。）の利用協議が地元からあった場合は、関係者と十分協議します。

また、市と市放課後児童クラブ連絡協議会等による指導員研修会への参加や既存クラブの運営方法・指導内容等を、積極的に情報提供し放課後児童健全育成に努めます。

建設整備課

施策 25 街区公園、運動広場等整備事業

内 容

児童に健全な遊び場を提供し、その健康を増進し自主性、社会性、創造性を高め、情操を豊かにする身近な公園として、街区公園の整備を進めるとともに、地域の要望を踏まえ、運動広場等を整備していきます。

学校教育課

施策 26 学校施設の地域への開放

内 容

地域の子どもたちが放課後や土日に安心して遊べるよう、校庭の開放を推進します。



子育て支援課

施策 27 小学校低学年児童の受入れ（保育所地域活動事業）

内 容

市内の保育所については状況を見極めながら、地域ニーズに応じて事業の取組ができる保育所について支援していきます。

建設整備課

施策 28 遊び場環境の整備（遊び場開放事業）

内 容

総合運動公園は市民のレジャー及びレクリエーション活動の拠点として施設の充実を図り、大規模又は広域的な利用に対応できるシンボル公園として有効活用します。





第5節 地域資源の活用及び世代間交流の促進

幼稚園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子登園等を推進することや各種の子育て支援サービスの場として学校の余裕教室等公共施設の余裕空間や商店街の空き店舗等の地域の社会資源を活用しながら、地域全体で子育てを支援する環境をつくります。

子どもたちには、変化の激しい社会で自立していくために必要な「生きる力」の習得が求められています。そのため、家庭や学校だけではなく地域社会の教育資源を活用した世代間交流活動は極めて重要な役割を果たすことになるといえます。特に、生活能力や職業観などは、豊富な知恵や技を持つ親世代や高齢世代から学ぶことが多く、また、新世代や高齢世代とともに行う自然体験活動や奉仕体験活動などからは、厳しさ、生命の大切さや社会の一員としての在り方などを学ぶとともに、判断力や基本的な生活習慣などを身に付け、他人への思いやりや感謝の心など、子どもたちの豊かな人間性が育まれます。地域の高齢者の参加を得る等、世代間交流の推進を図ることが必要となります。

子育て支援課

施策 29 世代間交流事業

内 容

保育所・幼稚園・学校・地域において、もちつき・竹細工・しめ縄づくり等の教室を開き、子どもと高齢者との世代間交流等を図ります。

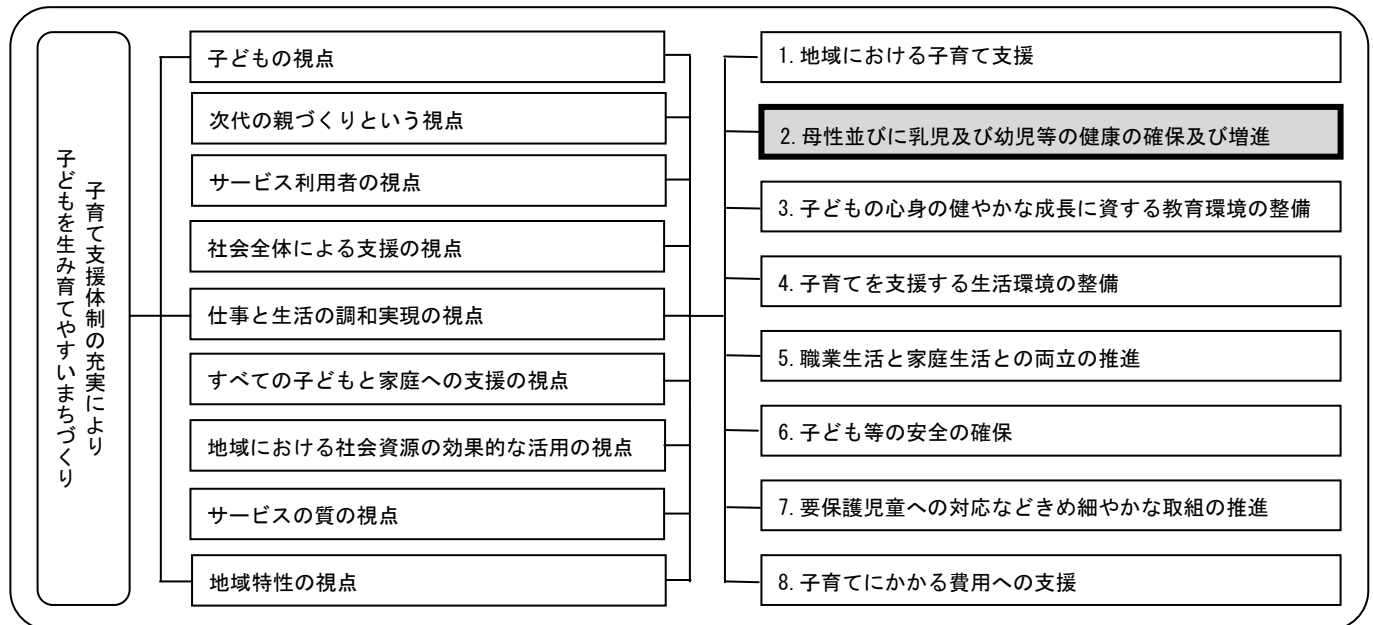
学校教育課

施策 30 ウミネコ留学制度

内 容

鹿島小・中学校に転入学を希望する児童・生徒を受け入れ、豊かな自然の中で、相互の教育効果の向上を図ります。

第2章 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進



動向と課題

近年、社会的な環境の変化により、晩婚化が進む一方で、若年出産が増加傾向にあるなど、女性の妊娠や出産を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、都市化や核家族化の進展によって連帯意識の低下が生じ育児の知恵が伝わりにくく、孤立化した家庭における子育ては、育児不安や子どもへの虐待、子どもや母親の心の病気などの問題をますます深刻化させています。

これらの現状から、今後は、母と子どもの健診、相談・指導体制をより一層充実し、妊娠や出産、子育てへの不安を軽減していくことが求められています。

さらに、妊娠・出産期からの子育て支援を進めるため、中高生や初めて子どもを持つ若い世代を対象に、妊娠・出産・子育てについて学習する機会を提供するとともに、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが必要となっています。



第1節 子どもや母性の健康の確保

都市化や核家族化の進展などによる社会環境の変化は、妊娠・出産・子育て不安をますます深刻化させており、母親並びに乳幼児の健康の確保が必要となっています。

このため、妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を進めるとともに、妊娠・出産・育児期の総合的・継続的な相談・指導体制の確保を図ることや、母性の健康確保と子どもが健やかに育つ環境の整備を進めていくことが必要とされます。

さらに、妊娠・出産や育児の情報・出産準備や子どもの事故防止など親となるために必要な知識を習得する学習機会の提供を図っていきます。

子育て支援課

施策 31 子ども医療費の助成

内 容	子どもの保健の向上及びその健やかな育成に寄与し、子どもの福祉の増進及び子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るため、中学校までの医療機関にかかった際に窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成します。
-----	--

市民健康課

施策 32 乳幼児健康診査

内 容	乳幼児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図り育児支援を行います。
-----	--

市民健康課

施策 33 乳児歯科健康教育・幼児歯科健康診査

内 容	子どもたちになんでも噛める健やかな口を育てていくために、歯科健康診査や歯科保健指導、相談を行い、口腔内やその周辺の異常や病気を予防及び悪化防止、噛める機能が発達するよう支援します。
-----	--



市民健康課

施策 34 妊婦健康診査・相談業務

内 容

妊娠中の異常を早期に発見し、早期に治療へつなげるために定期的な妊婦健康診査の受診勧奨を行い、また、安心して出産できるよう相談体制等を整えながら支援していきます。

市民健康課

施策 35 乳幼児相談

内 容

利用者が気軽に相談できる体制を整備し、支援します。

市民健康課

施策 36 妊産婦・新生児訪問指導事業

内 容

訪問指導が必要な妊産婦及び新生児の家庭を保健師、助産師、栄養士等が訪問し、保健指導や相談を行います。とりわけ、育児不安の大きい出産直後からおおむね 28 日までの乳児を対象に「出生連絡票」に基づき新生児訪問指導を行い、母の不安解消や新生児の健やかな成長を支援します。

市民健康課

施策 37 父親教室

内 容

父親が妊娠・出産・育児について母親と同じ知識を持った上で育児に参加するなど、母親の精神的な支えになれるよう支援します。

市民健康課

施策 38 産後ケア事業

内 容

出産後の一定期間、保健指導を必要とする母子を助産所に入所させて、母体の保護・保健指導等のサービスを提供することにより、子どもを生み育てやすい体制の整備を図ります。（甌島地域）



市民健康課

施策 39 子育て講演会

内 容	子育てに関することをテーマに講演会を開催します。
-----	--------------------------

市民健康課

施策 40 幼稚園・保育所訪問歯科指導

内 容	各幼稚園・保育所においては、学級担任及び養護教諭を中心とするむし歯予防指導が実施されており、幼児のむし歯有病者率は年々減少の傾向にあります。全国平均に比べるとまだ高い現状となっています。そこで、園児の歯科保健意識の定着を図るために、園で実施されるむし歯予防指導にあわせて本市の歯科衛生士等による訪問指導を実施していきます。
-----	---

市民健康課

施策 41 妊婦歯科健康診査

内 容	妊婦に対して歯科保健意識の普及を図るために、妊婦期に歯科健康診査及び歯科保健指導、相談を行い、妊娠中にも母体や口腔の健康維持ができるよう支援します。
-----	--

市民健康課

施策 42 甌地域妊婦健康診査旅費助成事業（こしき子宝支援事業）

内 容	甌地域の妊婦が妊婦健康診査を受診する際の、船賃及び宿泊費等の一部を助成します。
-----	---

市民健康課

施策 43 予防接種事業

内 容	乳幼児および児童生徒に予防接種を行い感染症を予防します。
-----	------------------------------



市民健康課

施策 44 母親支援教室

内 容

育児不安軍・虐待予備軍の母親を対象に自分自身を見つめなおす機会を提供します。

市民健康課

施策 45 こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

内 容

母子保健推進員による生後2ヶ月時の家庭訪問を実施します。

市民健康課

施策 46 幼稚園保育園連絡会

内 容

幼稚園保育園との連絡会を実施し、連携を図りながら要保護・要支援児童の早期発見・支援を行います。

市民健康課

施策 47 発達相談

内 容

幼児健診に合わせて心理相談員による発達相談を実施します。

市民健康課

施策 48 親子教室

内 容

発達の気になる乳幼児を経過観察し、療育開始までの支援を行います。

市民健康課

施策 49 訪問指導

内 容

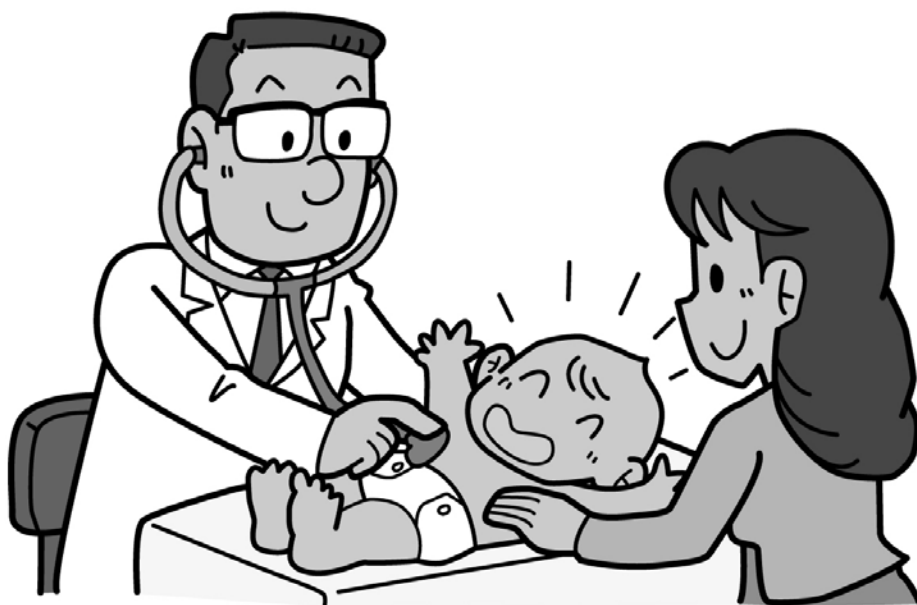
要保護児童及び要フォロー者（児・保護者）を家庭訪問し支援を行います。



施策 50 新生児訪問

内 容

希望のあった新生児及びその母親を対象に指定指導者（在宅保健師・助産師等）による家庭訪問を実施します。





第2節 食育の推進

朝食欠食などの食習慣の乱れが、子どもの心と体の健康問題に大きく関係しており、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を定着させ、“食”を通じた豊かな人間形成や、家族関係づくりによる心身の健全な育成を図ることが求められています。

このため、子どもの発育段階に応じた食事指導及び母親同士の情報交換に関する支援を推進していきます。

市民健康課

施策 51 栄養相談・栄養指導の実施

内 容

乳幼児健診や乳幼児相談において栄養士による相談及び乳幼児の家庭での食事を通じた健康づくりの支援を行います。

市民健康課

施策 52 乳幼児健診の場を通じた情報提供

内 容

乳幼児家庭での食事を通じた健康づくりを支援するために、乳幼児健診や育児学級等において、保護者を対象に望ましい食生活に関する資料・情報の提供を行います。

市民健康課

施策 53 妊婦栄養教室を活用した食育の推進

内 容

出産予定の母親と家族を対象に、栄養士による妊娠期・授乳期の食生活の改善と望ましい食事に関する学習の機会を設け、知識・情報の提供を行います。

市民健康課

施策 54 幼稚園・保育所等における食育の推進

内 容

幼稚園・保育所等の食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と良い食習慣を形成することを支援します。



学校教育課

施策 55 保健、教育等の連携の推進

内 容	養護教諭や栄養教諭等を活用した食育を推進します。
-----	--------------------------

市民健康課

施策 56 親子料理教室事業

内 容	養護教諭や栄養教諭等を活用した食育を推進します。
-----	--------------------------

市民健康課

施策 57 食体験事業

内 容	親子や友達と一緒に農作物の収穫体験と調理実習をすることで食事に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけられるよう支援します。 季節の食べ物や地元でとれる作物に関心をもつことで食べる楽しみ、感謝して食べる心を育て、命の大切さを学べるよう支援します。 自分で食事が作れる力をつけることで、生きる力を育てられるよう調理実習を支援します。
-----	---

市民健康課

施策 58 離乳食教室

内 容	離乳期から幼児期の子どもの体と食物の関係や口腔機能について正しい知識を伝え、子どもの心と身体が順調に発達できるよう母親を支援します。 母親が子どものことを相談でき、母親同士が交流できる場を提供し、母親が心理的にも安定できるよう支援します。
-----	--

市民健康課

施策 59 父親教室を活用した食育の推進

内 容	妊婦とその夫及び家族に栄養講話、食生活相談を実施します。
-----	------------------------------



市民健康課

施策 60 食物アレルギー支援教室

内 容

食物アレルギーを持つ児童とその保護者に交流の場を提供し支援を行います。





第3節 思春期保健対策の充実

10代の人工妊娠中絶、若年出産や性感染症罹患率の増加が社会的な問題となり、また、喫煙、薬物の問題が顕在化しています。このため、学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、道徳、特別活動を通じて性教育、喫煙防止教育を実施していますが、今後さらに医療機関、保健機関などと連携を深めながら性や性感染症の教育、喫煙や薬物に関する正しい知識の普及・啓発を図っていきます。

社会教育課

施策 61 思春期保健相談体制の充実

内 容	少年愛護センターで実施している相談業務体制の充実を図ります。
-----	--------------------------------

学校教育課

施策 62 教育相談事業の充実

内 容	スクールカウンセラーや心の教室相談員の適切な配置を進めるとともに、教職員の資質向上を図り、教育相談体制を充実します。
-----	--

市民健康課

施策 63 思春期ふれあい体験事業

内 容	思春期の子どもたちが、赤ちゃんと触れ合うことにより生命の尊さやかけがえのない自分の存在を認識し、自分の心と身体の健康を自己管理でき、自分らしくいきいきと生活できるよう支援します。
-----	---



学校教育課

施策 64 思春期の健康づくりと性教育の環境整備

内 容

小・中学校では、9年間を通した計画的・継続的な性教育を、保健所等の専門家とも連携しながら推進します。
小学校ではシンナーを中心に、中学校では覚醒剤や大麻等を中心に、学校薬剤師や保健所職員等の専門家と連携した薬物乱用防止教育を推進します。

市民健康課

施策 65 思春期教室

内 容

小・中学生に「いのちの教育」を実施し、その保護者・教諭等に性教育の大切さを伝えます。

市民健康課

施策 66 カンガルー事業（いのちを育む性教育）

内 容

小学校高学年を対象に助産師による「いのちの教育」を実施します。





第4節 小児医療の充実

安心して子どもを生み、子どもたちが健康で暮らせる環境をつくるためには、小児医療体制を確立していくことが必要です。

小児医療については、薩摩郡・川内市医師会の協力のもとに、休日在宅医を実施していますが、さらに小児救急医療体制の整備に努めていきます。

また、経済的な支援を行うことにより、子どもたちの疾病の発生及びまん延の予防を図っていきます。

地域医療対策課

施策 67 小児救急医療支援事業

内 容

平日夜間・休日における小児救急医療体制を維持するため、適正受診の市民啓発や小児科拠点病院への支援方法について検討します。





第5節 不妊治療対策の充実

子どもを希望しながらも恵まれないため不妊治療を受けている夫婦の、経済的負担の軽減を図るために、治療費の一部を助成し、福祉の増進を図ります。

市民健康課

施策 68 不妊治療費助成金交付事業（コウノトリ支援事業）

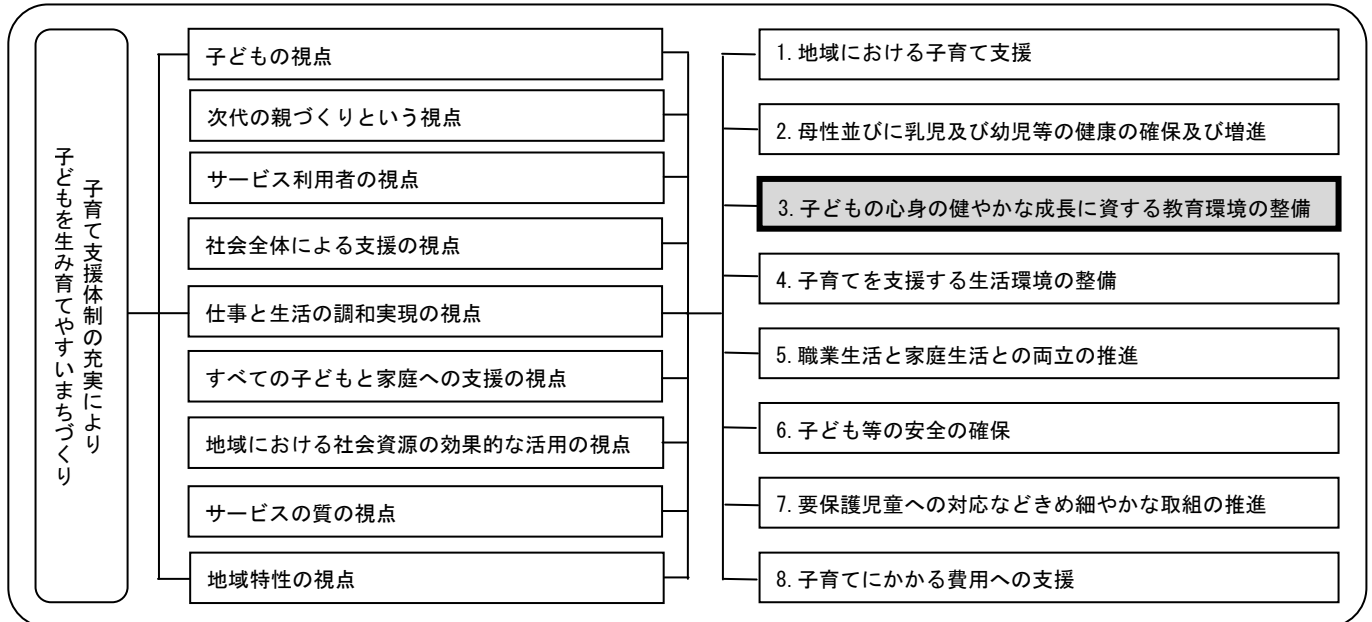
内 容

不妊治療を受けている夫婦に対して、当該治療に要する費用の一部を助成します。





第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備



動向と課題

近年、児童虐待の増加や校内暴力、いじめ・不登校・非行といった子どもを取り巻く環境問題が深刻化していますが、その背景には、少子化の進行や、地域における地縁的なつながりの希薄化などが考えられます。また、親の間では、子どもの教育やしつけのやり方がわからないといった育児に関する悩みが多い状況にあります。

“家庭”は、すべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣やモラル、自律心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担っています。家庭の教育力が向上するためには、学校や地域の協力を得ながら、保護者からの相談体制をより一層充実するとともに、若い世代からの親の役割や責務を自覚できる社会環境づくりを創っていく必要があります。

学校教育では、子ども一人ひとりが自らの能力を伸ばし、いきいきと学校生活を送ることができる「子どもが主役の学校づくり」が求められており、学校と地域が連携しながら、教職員の創意工夫による教育活動など、特色ある学校づくりに努める必要があります。

また、いじめ・不登校・問題行動等の未然防止等に向けた教育活動に取り組むとともに、体験活動を通じた“親子のふれあい”や“世代間交流”を図るなど、子どもの健全育成を進めていく必要があります。



第1節 次代の親の育成

乳幼児に接する機会の少ないまま子どもを持つ親になる世代が増えていきます。このため、子育ての楽しさや子どもを生み育てることの意識が以前に比べ低下しつつあります。今後、男女が協力して家庭を築くことの大切さ等について啓発を図りながら、各種講座等の充実を図ることにより、子育てに関する知識等の学習機会を検討します。

市民健康課

施策 69 育児関連講座の充実

内 容	乳幼児期の子どもの成長に係る正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど育児に関する学習機会の提供に努めます。
-----	---

社会教育課

施策 70 中高生への「次代の親となるための学習」の推進

内 容	事業の推進については、家庭教育学級において推進を図ります。
-----	-------------------------------

学校教育課・社会教育課

施策 71 子育て学習の展開事業「子育て講座」の開設

内 容	家庭教育学級や学級PTAの活動、保護者を対象とした教育相談活動、子育て講座等を通して、家庭の教育力の向上を図ります。
-----	--



第2節 学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもは、活気にあふれた学校生活を送り、社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう個性豊かに生きる力を伸ばしていく必要があります。

このため、少人数指導などを進めて、学力向上を図るとともに、いじめ・不登校など児童・生徒の課題に対する相談指導体制の充実やスポーツの振興に努めるなど、心も体も健やかに育つ環境が求められています。

安心・安全で魅力ある学校づくりを進めるため、学校施設については、耐震化を推進するとともに学習内容・指導方法等の多様化に対応した環境づくり及び地域住民の学習、スポーツ・文化活動の拠点づくりの整備の工夫に努めています。

学校教育課

施策 72 確かな学力を付ける学習指導の充実

内 容

小中一貫教育を全市的に推進し、小中間の交流授業や9年間を見通した英語教育等により、児童生徒の学力向上図ります。また、「磨き合い・高め合う」授業が展開されるように教員の指導力向上に努めます。

学校教育課

施策 73 社会の変化に対応した教育の推進

内 容

9年間を見通した英語教育の充実に努めるとともに、ICT利活用教育を推進します。併せて、携帯電話等によるインターネット上の問題行動の未然防止に向け、情報モラル教育の充実に努めるとともに、地域や保護者に対する啓発に努めます。

学校教育課

施策 74 総合的な学習の時間の支援

内 容

総合的な学習の時間のねらいの達成を図るため、小中一貫教育におけるコミュニケーション科の活動を支援します。



学校教育課・社会教育課

施策 75 国際理解教育の推進

内 容

小・中学校の英語教育や日中友好スポーツ等交流事業，青少年海外派遣事業等を通して，国際理解教育を推進します。

学校教育課・環境課

施策 76 環境教育の推進

内 容

自然保護や資源の再利用についての理解を深めるため，環境教育を推進し，要請に応じて学校において環境に関する講座を実施したい。

学校教育課

施策 77 学校ふるさと構想の推進

内 容

子どもたちの遊び場や自然とふれあえる場として，学校農園，雑木林，池等の学校教育環境の充実を図ります。

学校教育課

施策 78 地域の人材活用の推進

内 容

地域の人材を授業，学校行事，部活動，薩摩川内元気塾等に生かすことにより，教育効果を高めるとともに，学校の活性化や地域との一体感醸成を図ります。

学校教育課

施策 79 地域に根ざした特色ある学校づくり

内 容

学校の現状について，地域・保護者に積極的に説明するとともに，学校の取組について評価してもらう評価システムを活用して経営の改善を図り，特色ある学校づくりを推進します。また，各学校では11月の「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」で家庭・地域と一体化となった行事を計画・実施し，地域に開かれた学校づくりをさらに推進します。



少年自然の家・社会教育課

施策 80 自然体験・生活体験・社会体験等，体験学習の促進

内 容

「自然の中で，豊かな心やたくましい体を育んだり，生きがいや仲間づくりなどを行う「ファミリー自然体験隊」，「夏・冬のアドベンチャー」，「てらやまんち森の学校」，「寺山子どもの日フェスタ」等の主催事業を実施します。
自然体験・交流活動を行なう体験事業を通して，青少年の健全育成を図ります。

学校教育課

施策 81 幼稚園教育の推進事業

内 容

幼稚園就園奨励費補助金の拡充等により，保護者の経済的負担の軽減を図り，心身共に穏やかな発達ができるよう幼稚園への就園を奨励します。

学校教育課

施策 62 教育相談事業の充実

内 容

再掲（施策 62）

学校教育課

施策 82 健康教育等の推進

内 容

児童生徒の健康づくりへの意欲と安全意識の高揚に努めるとともに，調和のとれた心身の発達を図るため，児童生徒の発達段階に応じた系統的な健康教育を推進します。



学校教育課

施策 83 幼稚園教育の充実

内 容

管理職研修，幼稚園と小学校の合同研修，公私立幼稚園・保育園の合同研修等の充実を図り，教職員の資質向上を図るとともに，幼稚園教育の充実をめざします。

学校教育課

施策 84 家庭や地域に開かれた幼稚園教育の展開

内 容

基本的な生活習慣や道德性の芽生えを培うために，各幼稚園が，家庭や地域と連携しながら子育て支援の機能をさらに強化していきます。





第3節 家庭や地域の教育力の向上

核家族化や地域的なつながりの希薄化は、家庭や地域における教育力の低下となって現れています。

このため、地域における子育てサービスや子育て情報の提供、乳幼児健診や子育ての相談・指導の充実を図り、家庭における養育機能の向上に努めていきます。

また、地域の特色を生かした学校づくりを目指すとともに、学校の施設等の開放も検討します。そのほか社会福祉協議会の日頃の活動や社会教育課などとの連携のもと、地域福祉教育の充実に努めるなど、学校・家庭・地域が一体となった教育を進め、それぞれの教育機能を生かしながら児童生徒一人ひとりの個性と多様な能力を伸ばすための教育活動を推進するとともに教育環境の整備に努めます。

さらに、子育てサークルの育成や子ども会活動の活発化に努めるなど、地域における人と人との結びつきを強めていきます。

社会教育課

施策 85 子育てシンポジウム・各種教室等の開催

内 容

家庭教育学級ブロック別講演会や家庭教育学級公開学習研修会を通して、保護者の資質向上と家庭教育の充実を図ります。

社会教育課

施策 86 家庭教育学級の開催支援

内 容

家庭教育の質的向上を図るため、幼稚園、小・中学校に家庭教育学級を開設し、家庭の教育力向上を図ります。
また、各園・学校に配置している家庭教育学級主事と連携を密にし、社会教育指導員を派遣するなど、学習の支援を行います。



社会教育課

施策 87 父親の家庭教育参加の支援、促進

内 容

各園・学校の家庭教育学級や市PTA連絡協議会と連携し、家庭教育や父親の家庭参画の在り方など事業を推進します。
また、母親の負担を減らし、父親としての役割を果たすための「家庭づくり」の方策を推進します。

社会教育課

施策 88 「すてきびと・出前講座」などを活用した学習機会や情報の提供

内 容

すてきびと登録者の活用並びに拡充を図り、地域に潜在する人材を発掘し、講師として育成する取り組みを推進します。

市民スポーツ課

施策 89 スポーツ教室の開催

内 容

総合型地域スポーツクラブで、幼児から高齢者まであらゆる世代の人にスポーツに親しんでもらうため、多種目のスポーツ教室を開催します。

社会教育課

施策 90 青少年活動指導者の育成

内 容

ジュニア・リーダー養成研修会等を実施するとともに、ジュニア・リーダー・クラブの育成など、活動の充実を図ります。

社会教育課

施策 91 地域づくり事業への児童生徒の参加促進

内 容

青少年の郷土愛と地域志向の心を育むため、地域が取り組む青少年育成事業を推進推進します。



社会教育課

施策 92 インリーダーの育成

内 容

市子連等と連携を図りながら、次代を担うインリーダーの育成に努めます。

学校教育課

施策 93 職員の地域活動への参加促進

内 容

教師が、地域の生涯学習の推進者であるという認識に立ち、特技や専門性を生かしながら指導者としての積極的な参画ができるようにしていきます。

社会教育課

施策 94 社会人講師等の人材活用

内 容

すてきびと登録者の活用並びに拡充を図り、地域に潜在する人材を発掘し、講師として育成する取り組みを推進します。
また、地域での社会教育の充実を図るため、社会教育指導者研修会を実施し、人材の育成に努めます。

コミュニティ課・福祉課

施策 95 ボランティア活動の促進

内 容

中核となる拠点施設の機能充実を図っていきます。また、市民へ情報を提供し、市民活動団体の活動を促進します。

社会教育課

施策 96 子ども会の育成・支援

内 容

子ども会育成連絡協議会と連携し、子ども会の育成・充実を図ります。



社会教育課

施策 97 青少年育成団体相互の連携・交流促進

内 容

行政，青少年育成市民会議，子ども会育成連絡協議会などと連携を図り，充実した事業を展開していきます。





第4節 有害環境対策の推進

一般書店やメディア上の性や暴力に関する有害情報の子どもに対する悪影響が懸念されています。

このため、環境浄化のため有害図書等の調査や青少年にとって有害となる施設での補導活動を行うとともに、関係機関や地域住民と連携協力し、関係業界に対して自主的措置を取るよう働きかけていきます。

社会教育課

施策 98 青少年を取り巻く環境浄化活動

内 容	県青少年保護育成条例に基づく店舗の立入調査や携帯電話の諸問題など、市内小・中学校の校外生活指導連絡協議会等の関係機関・団体と連携を密にして、青少年にとって健全な環境対策を推進します。
-----	---

社会教育課

施策 99 青少年を守る市民運動の展開・キャンペーンの展開

内 容	少年愛護センターや地区ボランティア団体等と連携し、健全育成事業を展開していきます。
-----	---

社会教育課

施策 100 青少年育成関係諸団体の連携（青少年育成市民会議）

内 容	青少年育成団体や警察等との情報提供を図りながら、健全育成事業を展開していきます。
-----	--

社会教育課

施策 101 地区における健全育成対策の充実

内 容	子どもが心身共に健全に成長できるよう、非行防止啓発活動、喫煙防止の活動、青少年活動指導者の育成等を通じて地域社会が一体となり、健全育成対策を推進します。
-----	--



社会教育課

施策 102 青少年育成推進員活動への支援

内 容

青少年育成推進員や少年愛護委員と連携しながら、補導活動等の様々な活動を支援します。

中央図書館

施策 103 子ども読書活動の推進

内 容

本市子ども読書活動推進計画に基づき、学校、家庭、地域等が連携し、活動の推進に努めます。

このため、図書館における子ども読書活動の推進及び資料整備を図るとともに、学校図書館等との連携を推進します。

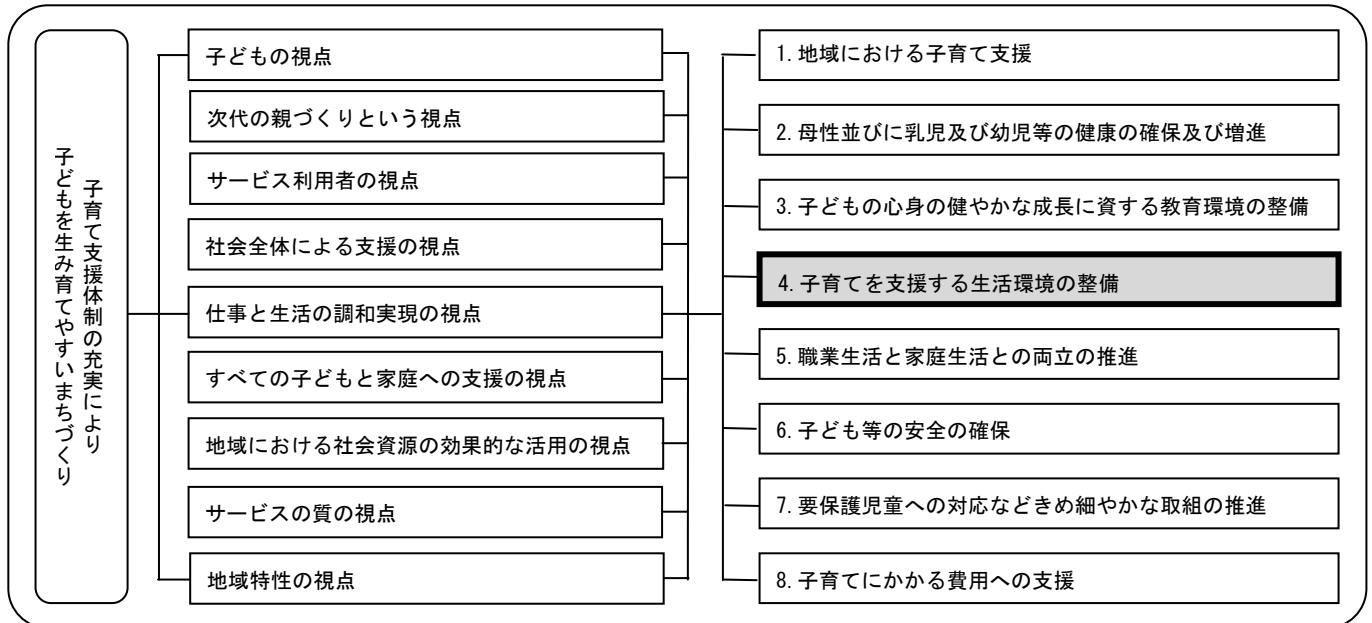
さらに、読書グループ等の活動の支援を図るとともに、「子ども読書の日」を中心とした啓発活動を推進します。

また、ブックスタート事業の着実な推進を図ります。





第4章 子育てを支援する生活環境の整備



動向と課題

わたしたちの生活の身近な場には、東シナ海に面した変化に富む白砂青松の海岸線，市街部を悠々と流れる一級河川「川内川」，藺牟田池をはじめとするみどり豊かな山々や湖，地形の変化の美しい甌島，各地の温泉など，多種多様な自然環境を有しています。薩摩川内市のこのような優れた特性である自然環境を保全し，子どもの成長にやさしい都市環境をつくり，これらの財産を次の世代に引き継ぐことは，重要な使命です。

また，生活基盤の整備が子育てに大きな影響をもたらすため，公共空間の確保や，子育てに配慮した住環境の質的向上も必要とされます。

さらに，まちづくりにおけるバリアフリー化だけでなく，授乳室などの子育てに関する支援設備の整備を視野に入れた「子育てバリアフリー」の推進に努め，安全・安心で快適なまちづくりを行い，気軽に乳幼児と歩けるまちづくりを進めることが求められます。



第 1 節 良質な住宅の確保

子育てを担う若い世代が求める、広くゆとりある住宅の確保ができるように努めます。

建築住宅課

施策 104 優良な賃貸住宅の供給促進

内 容

県が認定した、特定優良賃貸住宅（民間住宅）が、市内に 11 団地 142 戸あるので、管理業者等の紹介を行います。





第2節 良好な居住環境の確保

居住環境の安全性を確保する対策を推進するなど、安心して子育てができる、良好な居住環境の確保に努めます。

建築住宅課

施策 105 良好な居住環境づくり

内 容	目標とする住環境の水準を定め、住宅政策を推進します。
-----	----------------------------

建築住宅課

施策 106 自然環境づくり

内 容	川内川が有する高水敷・水辺については、スポーツや各種イベント等の活動拠点として魅力ある河川空間の形成を図ります。 また、市街地を一望できる寺山地区は、ファミリー型のレクリエーション活動拠点・青少年の野外体験や観察・学習活動拠点として豊かな自然環境の保全と利活用を図ります。
-----	---





第3節 安全な道路交通環境の整備

子どもや子ども連れの親等が安全で、安心して一緒に歩くことのできるような道路交通環境を確保するため、生活道路の充実を図ります。

また、スクールゾーンの安全対策に保護者と学校が一緒になって取り組みます。

建設維持課

施策 107 カーブミラーの整備

内 容

既存施設の点検管理を含め、見通しの悪い交差点等への整備を図ります。

防災安全課

施策 108 生活道路での通行車両の進入抑制・速度抑制

内 容

地域、PTA、交通安全協会、警察署等との連携強化を行い、交通事故抑止及び交通安全思想の普及・徹底を図ります。

建設維持課

施策 109 夜間の交通事故防止対策

内 容

区画線や道路標示等の設置で、夜間走行の円滑化を図り、併せて交通安全施設等の整備により、夜間の交通事故防止に努めます。

建設維持課

施策 110 通学路の整備

内 容

区画線や道路標示等の設置で、夜間走行の円滑化を図り、併せて交通安全施設等の整備により、夜間の交通事故防止に努めます。



第4節 安心して外出できる環境の整備

妊産婦、乳幼児連れの親など、あらゆる人たちが安心して外出できるよう、道路・公園・公共交通機関・公共建築物等において段差の解消などのバリアフリー化を推進します。

また、子育て世帯が安心して利用できるトイレ等の施設整備を推進します。さらに、バリアフリー情報の提供に努めます。

建設整備課・コミュニティ課・財産活用推進課

施策 111 公共施設等のバリアフリー化の促進

内 容

子どもサイズの便器・手洗い器，ベビーベッド，ベビーチェア，ゆったりした化粧室，授乳室の設置など子育て世帯が安心して利用できるトイレ等の施設整備を行います。

子育て支援課

施策 112 子育て世帯へのバリアフリー情報の提供

内 容

乳幼児を連れて外出する際の遊び場，授乳コーナー，子ども連れに優しいトイレの設置場所など子育て世帯へのバリアフリー情報の提供に努めます。





第5節 安全・安心まちづくりの推進

子ども、子ども連れの親などを犯罪等から未然に防ぐため、道路・公園等の公共施設内の環境整備はもとより、それぞれの地域での犯罪等の防止に配慮した安全対策を推進します。

防災安全課

施策 113 地域の安全対策

内 容

公用車及び各地区防犯パトロール隊が、青色回転灯装着車による、市内及び各地区の防犯パトロールを実施し、地域での見守り活動に努めます。

地区コミュニティ協議会等に対して、のぼり旗等の防犯用品の配付を行い、地域の防犯活動の充実に努めます。

防災安全課

施策 114 防犯に関する普及啓発活動の実施

内 容

防災行政無線による市民広報及び地域安全運動期間中のポスター・チラシの配布、広報薩摩川内・川内川河川表示板等による啓発活動を実施します。

コミュニティ課

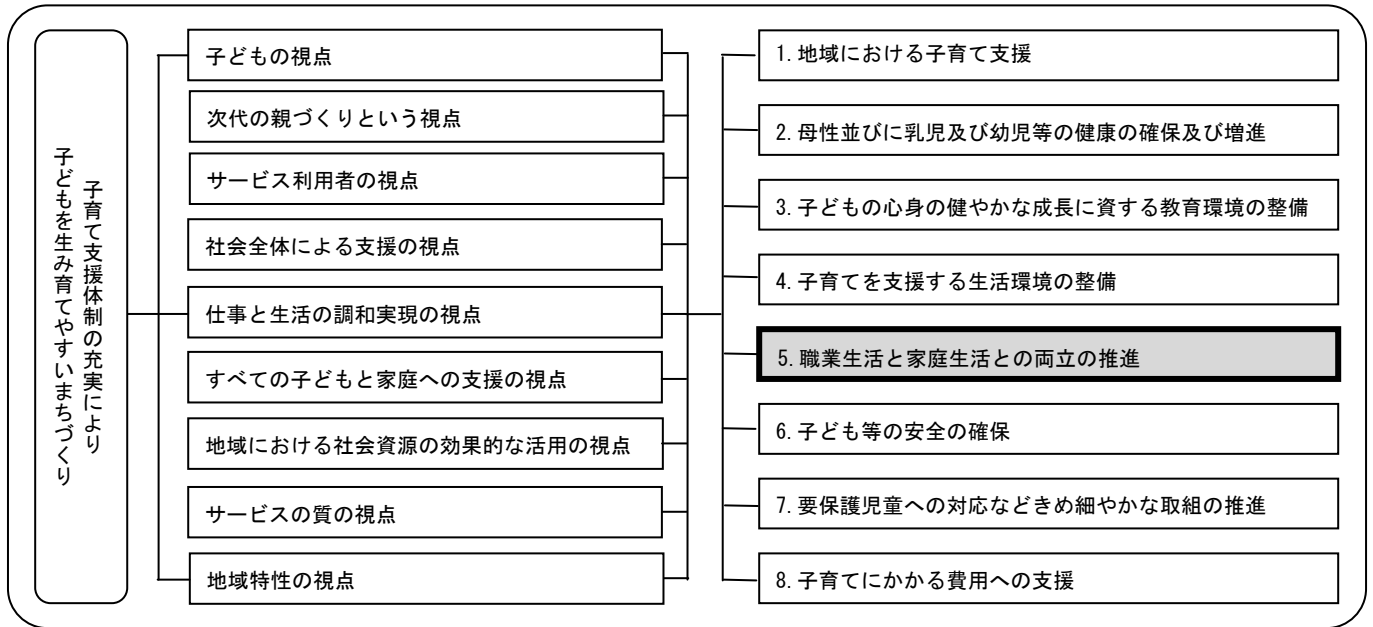
施策 115 防犯灯設置費補助金

内 容

夜間における犯罪等の防止を図るため、防犯灯を設置した自治会等に補助金を交付します。



第5章 職業生活と家庭生活との両立の推進



動向と課題

これまでの生活は、家庭生活よりも職場活動が優先され、労働が長時間にわたるケースも多く見受けられました。

また、家庭を持ちながら就労する女性は増加傾向にありますが、以前より職業以外における家事、育児、介護等のほとんどを母親が担ってきたのが現状です。

最近では、未婚化・晩婚化が進む中、男女が安心して子どもを生き育て、豊かで活力のある社会をつくる上で、“仕事”と“子育て”が両立できる職場環境の整備や、家庭における男女の役割分担などの見直しを含めた、新しいライフスタイルが求められています。

今後は、男女ともに子育てに参画できる環境づくりを進めることが必要であり、結婚・出産後も、仕事を続けることを希望する女性が、職場への復帰ができるよう、子育て支援の充実を図る必要があります。



第1節 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

男女ともに充実した家庭生活を送るため、仕事時間と生活時間のバランスが取れる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要とされます。

このため、職域、地域等における固定的な役割分担意識の解消や職場優先の意識の改善を図りながら、国・県・関係団体や地域住民と連携をとるなかで、情報の提供に努めていきます。

コミュニティ課

施策 116 家庭生活における性別役割分担意識の是正のための広報啓発

内 容

男女がともに家庭責任を担い、家庭生活と仕事や地域などその他の活動に参画できるよう性別役割分担意識を是正するための広報啓発に努めます。

コミュニティ課

施策 117 職場での家庭教育参加の推進

内 容

職場内での家庭教育に関する研修を推進するとともに、父親の家庭教育、PTA等への参加の促進を図ります。

コミュニティ課

施策 118 男性の生活的自立の促進

内 容

男女が協力して家事、育児等に取り組めるように、育児・料理・介護等に関する男性の生活技術習得機会の拡充等に取り組めます。

コミュニティ課

施策 119 男性の家事参加促進のための啓発

内 容

男女共同の家庭づくりを進めるため、男性が家事・育児・介護等に積極的に参加するよう啓発に努めます。



第2節 仕事と子育ての両立の推進

最近の経済情勢の悪化等により子育て世帯からは多種多様な育児支援が求められています。核家族化や女性の社会参加の拡大化、また、経済的な理由から家計を維持するため共働きせざる得ない状況であり、安心して子どもを産み育てるとともに、子どもを健やかに育てることのできるよう、保育サービスを充実し、関係機関との連携の下に地域ぐるみで取り組む体制の整備を進める必要があります。

さらに、ファミリー・サポート・センターや病児・病後児保育事業等の充実、子育て支援ネットワークづくりを進め、関係機関や企業等との連携、協力のもとに男女が結婚・出産後も仕事と子育てを両立し、豊かなワークライフバランスの実現を支援します。

子育て支援課

施策 120 保育サービス及び放課後児童健全育成事業等の充実

内 容	保育所定員増や認定子ども園新設、各種保育サービス及び放課後児童健全育成事業等の充実により、仕事と子育ての両立支援を図ります。
-----	--

商工振興課

施策 121 労働時間の短縮

内 容	労働者が心身の健康やゆとりある生活を送れるように、事業所に対して労働時間短縮への啓発に努めます。
-----	--

商工振興課

施策 122 再就職支援策の周知広報

内 容	関係機関と連携を図りながら、事業主や市民に対して、各種制度や事業の周知啓発に努めます。
-----	---



商工振興課

施策 123 産前産後休業制度・育児休業制度の周知広報

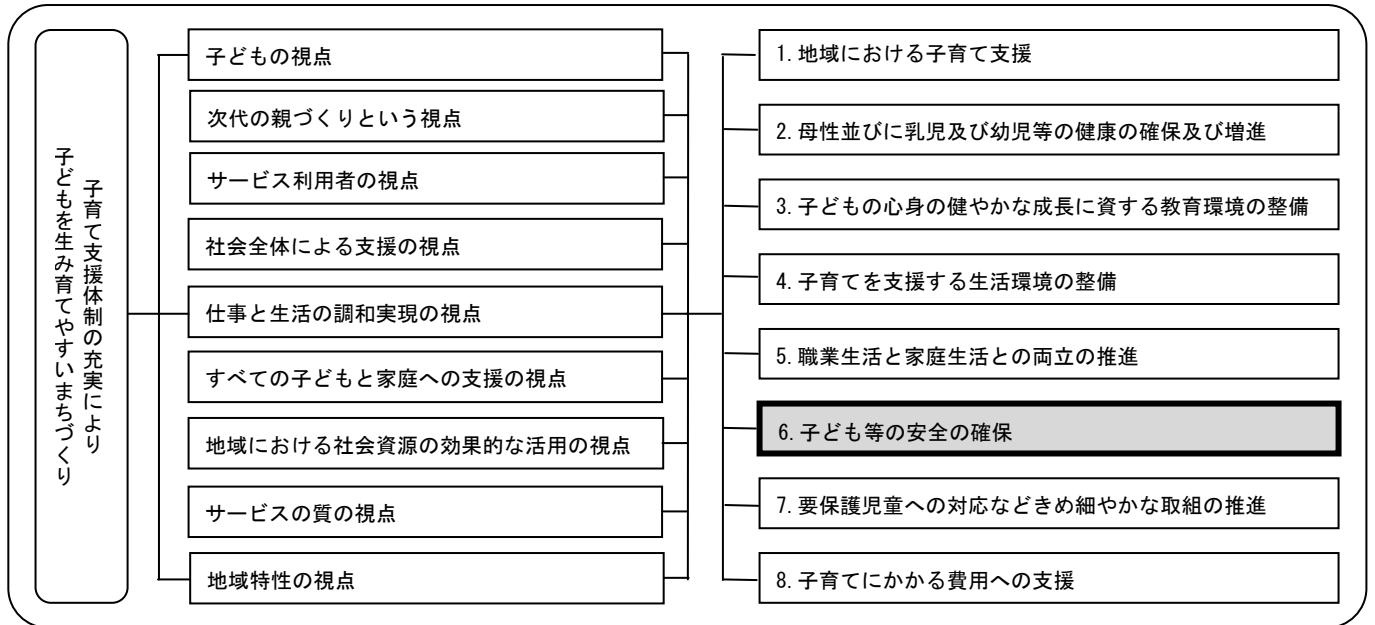
内 容

関係機関と連携を図りながら、事業主や市民に対して、各種制度や事業の周知広報に努めます。





第6章 子ども等の安全の確保

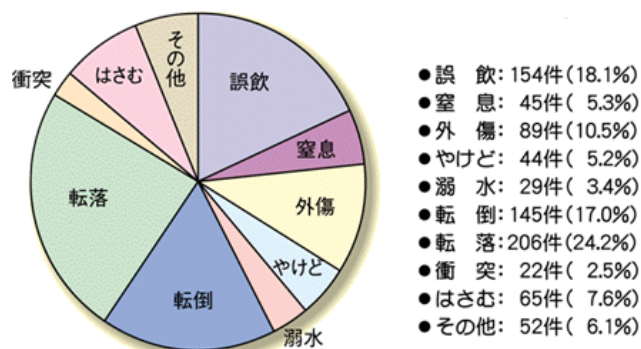


動向と課題

道路交通網の発達に伴い交通環境の大幅な変化や、それに加えて交通マナーのモラル低下、あるいは交通ルール違反による交通事故が後を絶たず、特に交通弱者である多くの子どもや高齢者などがこの犠牲になっているのが現状です。

これらのことから、歩行者とドライバー双方に交通ルールの習得と交通安全啓発が必要であるとともに、歩行者の視点に立った「まちづくり」を進めていく必要があります。

また、日常生活での子どもたちの安全確保が求められています。



資料：「こんなにあった子どもの事故事例」より／県（平成11年度）

図：家庭内事故の種類別割合



第1節 子どもの交通安全対策を確保するための活動の推進

子ども等を交通事故から守るため、警察、学校、コミュニティ協議会及び自治会など関係団体と連携した協力体制の強化を図るとともに、交通マナーの習得など交通安全教育の徹底やチャイルドシートの使用といった、総合的な交通事故防止策を推進します。

また、小児事故による死亡事例は年々減少傾向にありますが、今後もさらに家庭内での子どもの安全対策について啓発に努めます。

学校教育課・防災安全課

施策 124 交通安全対策	
内 容	各学校において、PTAや地域と連携して通学路の点検を実施し、校区安全マップを作成していきます。教育委員会としては、小中学校の新入学生には交通安全防犯用具を無償配付したりして交通安全対策を講じます。 市交通安全対策会議・市交通安全推進協議会合同会議を春と秋の全国交通安全運動に合わせて開催し、総合的な交通安全の推進を図ります。

防災安全課

施策 125 交通指導の充実	
内 容	関係機関・団体と連携して交通安全運動期間中、登校時幹線道路等における交差点等で街頭指導を行い、交通安全に努めます。

学校教育課

施策 126 交通安全教室	
内 容	子どもたちを交通事故から守るため、警察署及び交通安全協会と協力しながら、市内の各小・中学校、幼稚園及び保育所において交通安全教室を実施していきます。



防災安全課・子育て支援課

施策 127 チャイルドシート装着・普及促進

内 容

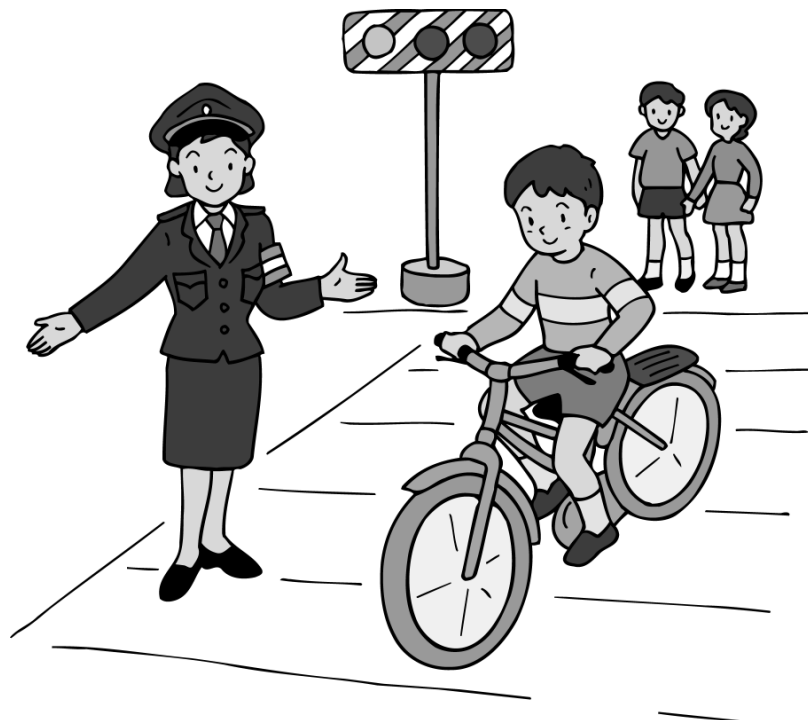
交通安全協会が実施しているチャイルドシートレンタル制度の活用
の推進を図ります。

市民健康課

施策 128 家庭の安全対策

内 容

乳幼児健診で、誤飲や溺水・転落等家庭内での事故対策などを指導し、
家庭内における安全対策の啓発に努めます。





第2節 犯罪等の被害防止活動

子どもを犯罪等の被害から守るため、通学路に居住する地域住民の協力のもとに、「子ども 110 番の家」の拡充に努めるとともに、警察等関係機関との情報交換や迅速な犯罪等の情報提供と対応を推進します。

防災安全課

施策 129 防犯研修会の充実

内 容

警察，防犯協会とともに，不審者対策避難訓練等の参加・体験・実践型の防犯教室を開催します。

学校教育課

施策 130 不審者対応マニュアルの整備・充実

内 容

学校や地域の実態に応じて，毎年「学校独自のマニュアル」の見直しを図り，整備・充実に努めます。

学校教育課・防災安全課

施策 131 保護者・地域との連携による防犯活動の推進

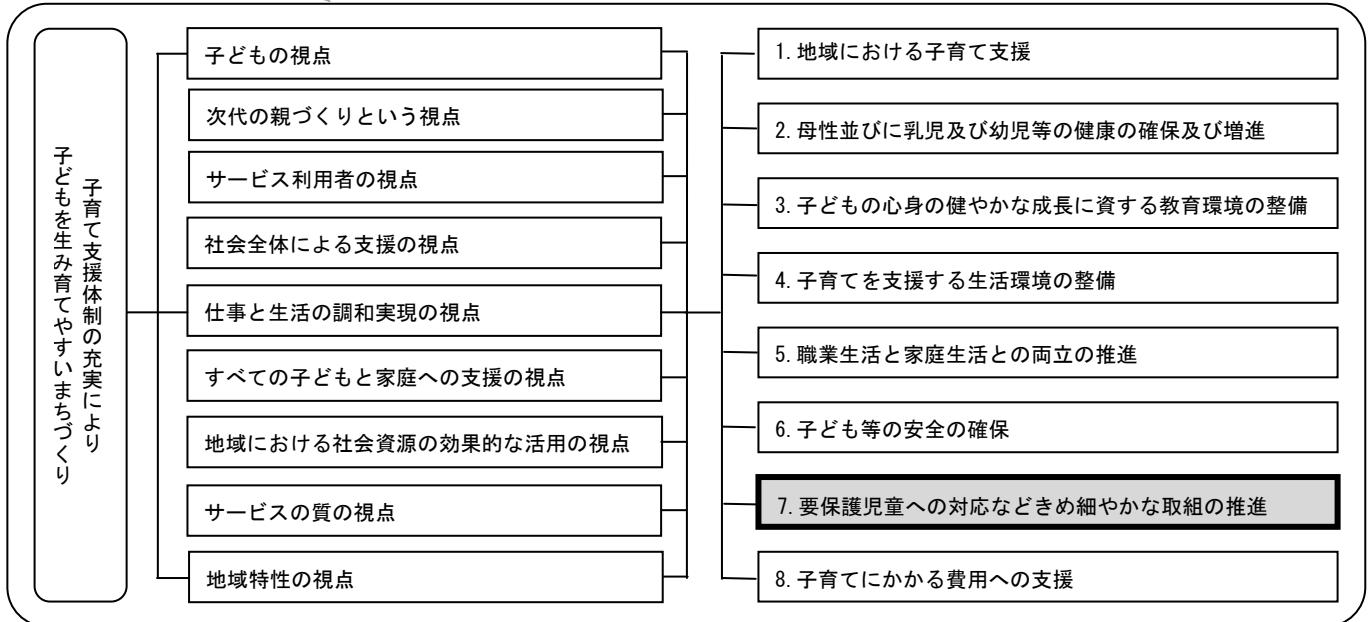
内 容

保護者や地域，学校，警察などが連携し，地域が一体となって子どもを犯罪から守るため，スクールガード活用などの体制づくりを推進します。

公用車及び各地区防犯パトロール隊が，青色回転灯装着車による，市内及び各地区の防犯パトロールを実施し，地域での見守り活動に努めます。



第7章 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進



動向と課題

近年、児童虐待に関する本市の相談件数は、減少しておりますが、全国的、また県内の状況としては、毎年増加傾向が続いており潜在化していることが懸念されます。寄せられる相談内容は深刻化・複雑化しており、専門的な対応を求められるケースが増えています。すべての児童の健全な心身の成長を保障するためには、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応が複雑化・深刻化を防ぐことになります。

虐待による深刻な被害や死亡事故が生じることを防ぐため、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関と情報の共有化・連携を図りながら、地域で子どもを守る支援体制強化が求められています。

近年、離婚の増加等により、母子家庭等の“ひとり親家庭”が増えている状況にあります。母子家庭における子育ては、経済的・社会的に不安定な立場に置かれることが多く、自立した社会生活が送れるよう支援を進めていくことが必要です。

また、障害のある子どもを持つ家庭についても、社会的な不安を抱えており、障害のある子どもの健全な発達を支援し、地域で安心して生活できる環境の整備が求められています。

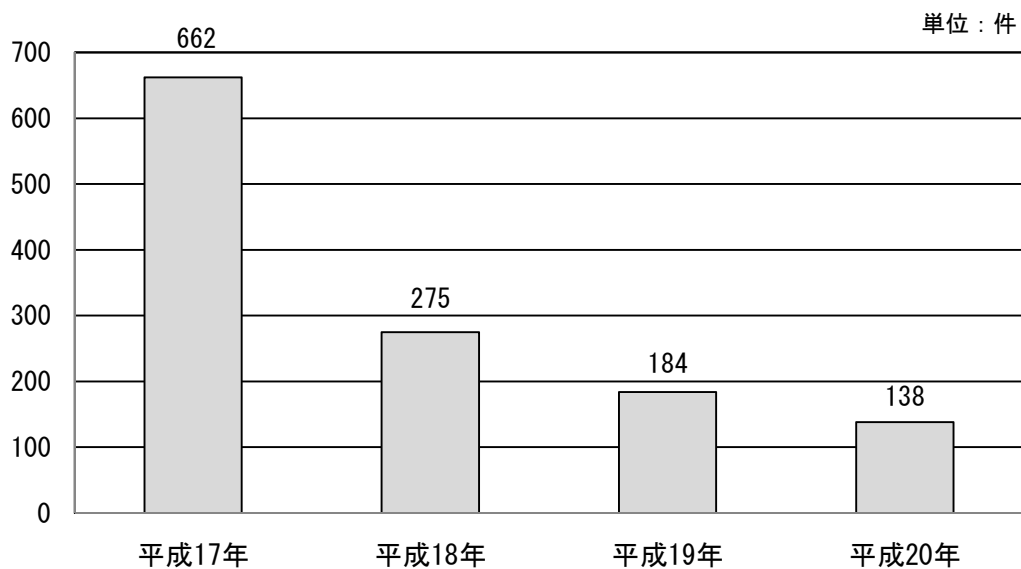
これらの要保護・要支援児童等に対して、適切な対応を図るため、「要保護児童対策地域協議会」の役割・機能を充実させていきます。



第1節 児童虐待防止対策の充実

児童虐待が深刻化しており、早期発見・早期対応が求められています。

このため、児童・生徒が通園・通学する保育所や幼稚園、学校などとの連携・協力と地域における子育て支援のネットワーク化を進めながら児童虐待の防止と早期発見に努めていきます。



資料：薩摩川内市子育て支援課調べ

図：子育て支援課における家庭児童に対する虐待に関する延べ相談件数

子育て支援課

施策132 緊急一時保護

内 容

虐待や家庭での養育困難等により、一時保護が必要と思われる児童を把握し、必要と認められる場合は、児童総合相談センターに通告を行います。



子育て支援課

施策 133 児童・家庭相談業務

内 容

家庭における保護者の養育態度・環境等に起因し発生する児童に関する問題の解決を図るため専門的な情報の提供や相談・支援を行い、相談業務体制の充実を図っていきます。

また、児童相談所、学校、警察、地域の民生委員・児童委員及び主任児童委員等と連携したネットワークを活用し、早期発見・早期対応に努めるとともに市民に対する啓発活動に努めていきます。

市民健康課

施策 134 乳幼児相談の充実

内 容

利用者が気軽に相談できるよう、体制を整備し支援します。

子育て支援課

施策 135 要保護児童対策地域協議会の推進

内 容

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護及び要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等により構成され、情報交換や支援内容の協議を行う協議会の活動を推進します。



第2節 母子家庭等の自立支援の推進

母子家庭等のひとり親家庭は、就業や経済面において、他に比較し低水準である場合が多く、子育てにおいて精神的に不安定な状況もあります。

このため、ひとり親家庭に対する相談指導体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供を進めていきます。

また、児童扶養手当の支給など必要な経済的支援を図るとともに、保育所の入所など生活実態に応じた支援に努めていきます。

子育て支援課

施策 136 父子手当	
内 容	父子家庭等の児童が育成される家庭生活の安定と自立の促進のため、平成22年度より国の施策として児童扶養手当が支給されます。

子育て支援課

施策 137 ひとり親家庭等医療費助成	
内 容	ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るため事業を推進します。

子育て支援課

施策 138 児童扶養手当支給事業	
内 容	ひとり親家庭に対して、安定した日常生活を送ることができるよう、児童扶養手当の支給を実施します。 平成22年度より国の施策として、父子家庭に対しても支給されます。



子育て支援課

施策 139 女性相談業務

内 容	女性をめぐるＤＶ，離婚，子どもの養育，生活困窮問題等に対する専門的な情報の提供や相談・支援を行い，家庭生活の安定・福祉の向上を図ります。 また，女性相談センター，警察，民生委員・児童委員等と連携し，潜在化しがちなＤＶ問題等に悩む女性の早期発見・早期対応に努めるとともに市民に対する啓発活動に努めていきます。
-----	--

子育て支援課

施策 140 母子生活支援施設措置

内 容	保護を必要としている母子に対し，女性相談センター等と連携を図り母子生活支援施設に措置し自立を支援します。
-----	--

子育て支援課

施策 141 母子家庭自立支援給付事業

内 容	母子家庭の母親の就業を促進するため，労働関係機関等と連携しながら，求人情報の提供，技術習得機会の提供及び経済的支援等を行います。
-----	--



第3節 障害児施策の充実

妊婦・乳幼児期に行われる健康診査は、疾病の早期発見や予防を保健指導に結びつける機会として重要です。そのため、妊婦や乳幼児期の健康診査の一層の充実を図り、身体、精神及び知的の発達の遅れなどを早期発見に努めるとともに、発見された児童に対しては、保健、医療、福祉、教育部門が連携を取りながら、専門的立場で対応し、障害児が必要に応じた専門機関のサポートを受けながら、適切な医療と療育指導が行われるよう支援体制を充実していきます。

また、地域で安心して生活できるよう在宅福祉サービスの充実を図るとともに、健診にあわせて心理相談員・保健師・栄養士などによる発達相談を実施するなど、保護者の育児不安の解消に努めていきます。

さらに、特別支援学級に在籍する児童生徒及び普通学級に在籍する軽度の発達障害である学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、高機能自閉症など、特別な教育的支援の必要な児童生徒への指導の充実を図る「特別支援教育」を推進します。

市民健康課

施策 142 乳幼児健診の充実

内 容	乳幼児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図るために実施します。
-----	---

子育て支援課

施策 133 児童・家庭相談業務

内 容	再掲（施策 133）
-----	------------

高齢・障害福祉課

施策 143 療育体制の充実

内 容	障害児及び発達に問題があると思われる児童（未就学児）について、関係機関が情報交換を行う中で、子ども発達支援センターを活用しながら早期療育についての充実を図ります。
-----	---



高齢・障害福祉課

施策 144 在宅福祉サービスの推進

内 容

障害者ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう，訪問介護等の在宅福祉サービスをさらに充実するとともに，地域での生活の充実や社会参加の促進等の幅広い在宅福祉サービスを推進します。

子育て支援課・学校教育課

施策 145 保育・教育内容の充実

内 容

保育・教育・福祉・保健の連携をさらに強化し，障害のある子どもが，地域の保育所・幼稚園・学校や放課後児童クラブに通い，共に育ち学ぶ環境の整備を，人的支援と施設のバリアフリー化の両面から促進に努めます。また，「障害」や「障害のある子ども」に対する教員や職員の理解を深める研修会等の機会を増やします。

高齢・障害福祉課

施策 146 発達障害児への支援策

内 容

保健・医療・福祉関係機関が一体となって，障害のある子ども及びその保護者等に対して，相談や支援を行う体制を整備します。特に，幼児期からの教育相談，発達障害児への指導を充実していきます。

高齢・障害福祉課

施策 147 相談窓口の充実

内 容

今後も充実を図り事業を推進します。



学校教育課・教育総務課

施策 148 障害に配慮した教育環境の充実

内 容

子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導ができるように、特別支援教育支援員の配置を推進し、特別支援教育の充実に努めます。そして、特別支援学級においては、通常学級との交流、学校施設のバリアフリー化等、人的・物的な環境づくりに努めます。また、開かれた特別支援学級をめざし、地域との交流を図りながら市民の特別支援教育に対する理解を深めるよう努めます。

学校教育課

施策 149 就学指導の充実

内 容

障害のある児童及び発達に遅れがあると思われる児童及び園児の、望ましい就学について関係機関と連携して協議します。

高齢・障害福祉課

施策 150 発達交流支援事業

内 容

在宅生活での人工呼吸器や吸引吸入を必要とする子どもの社会参加及び母親同士の交流を図る。

高齢・障害福祉課

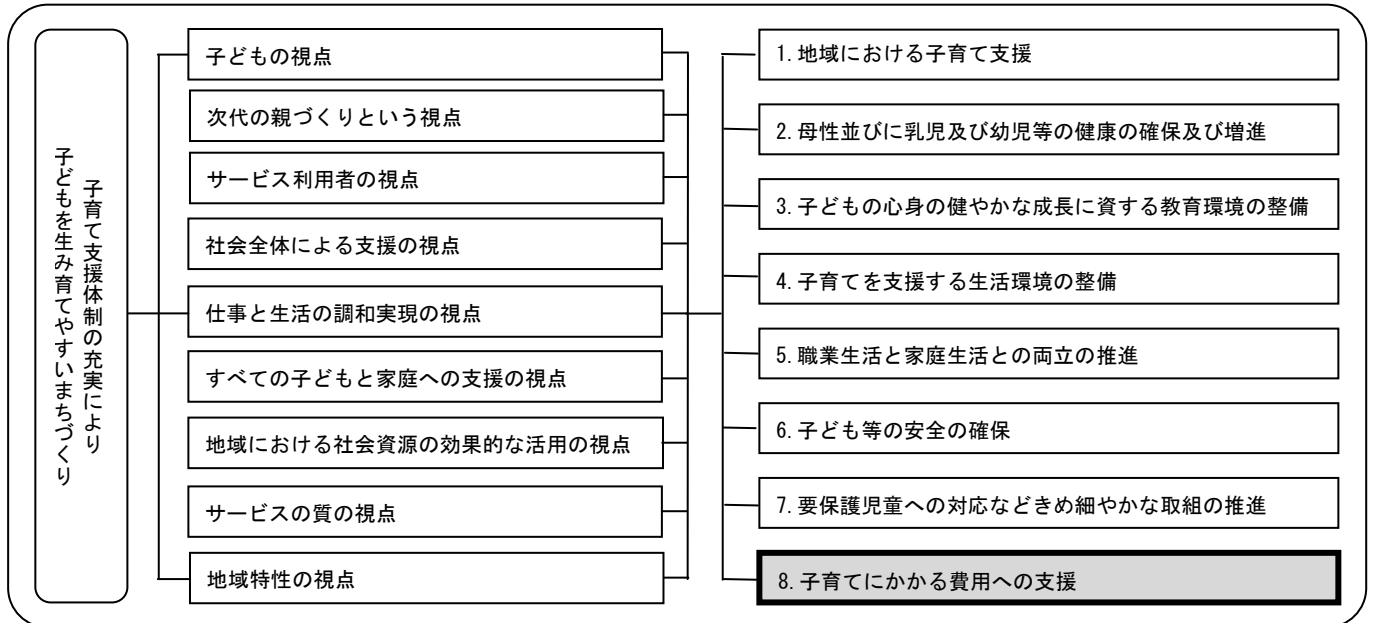
施策 151 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

内 容

小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっている児童に対し、便器等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする事業です。この制度を活用し、児童福祉の向上に寄与します。



第8章 子育てにかかる費用への支援



動向と課題

近年の経済情勢から共働き世帯は増加し、保育ニーズは多種多様となり養育費にかかる費用の増大は、子どもを持つ保護者への負担を大きくしています。

子育てに要する経済的負担を軽減するため、国の子ども手当等の周知を図るとともに、保育料の軽減、幼稚園就園奨励費、子ども医療費助成など、経済的支援を進めます。

また、子どもを取り巻く様々な状況において、例えば、障害を持つ子どもに対する、きめ細かな支援への取組が必要とされています。

国・県による子育て支援に関する各種給付以外にも、薩摩川内市独自の事業も行うことにより、多様な子育て家庭に対する支援を行うことが求められています。



第1節 子ども等にかかる各種費用の支給・助成

安心して働ける支援として、子育てに要する経済的負担を軽減する各種手当・助成等の施策の推進を図ります。

学校教育課

施策 152 修学旅行助成事業

内 容

甌島地域の全小中学校の修学旅行について、予算の範囲内で補助金制度を推進していきます。

学校教育課

施策 153 幼稚園就園奨励事業

内 容

幼稚園就園奨励費補助金等の拡充による幼稚園への就園を奨励し、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公立幼稚園、私立幼稚園の保育料の格差是正にも努めていきます。

子育て支援課

施策 154 育児手当

内 容

国の子ども手当創設により、市単独事業である育児手当は見直しを予定。（経過措置有）

子育て支援課

施策 155 子ども手当

内 容

国庫補助事業として事業を推進します。

高齢・障害福祉課

施策 156 特別児童扶養手当・障害児福祉手当

内 容

国庫補助事業として事業を推進します。



子育て支援課

施策 157 保育料の軽減

内 容

子育てに要する経済的負担を軽減するため、国・県と協議しながら保育料の軽減に努め経済的支援を進めます。

子育て支援課

施策 158 すくすくベビー券支給事業

内 容

国の子ども手当創設により、市単独事業であるすくすくベビー券支給事業は見直しを予定。
(経過措置有)

子育て支援課

施策 159 幼児用補助装置購入助成金

内 容

国の子ども手当創設により、市単独事業である幼児用補助装置購入助成金は見直しを予定。(経過措置有)

子育て支援課・学校教育課

施策 160 多子世帯保育料等軽減事業

内 容

保育所または私立幼稚園に第3子以降の子どもを入所・就園させる多子世帯の保育料等に対する助成を行い、経済的負担の軽減と安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進します。

子育て支援課

施策 31 子ども医療費の助成

内 容

再掲（施策 31）



子育て支援課

施策 137 ひとり親家庭等医療費助成

内 容

再掲（施策 137）

子育て支援課

施策 138 児童扶養手当支給事業

内 容

再掲（施策 138）





■第 3 部 計画の推進

第 1 章 計画の推進にあたって

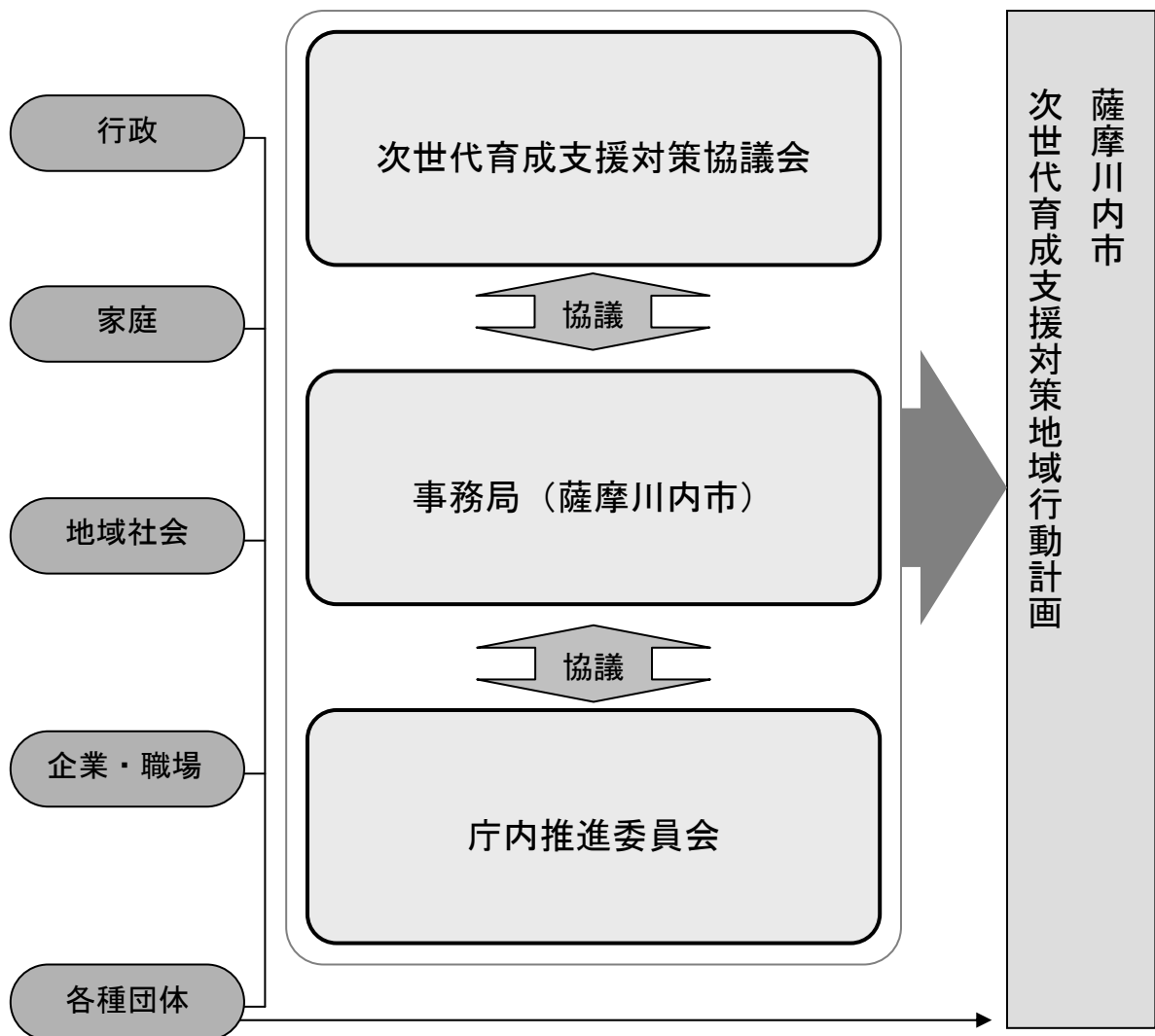


第1章 計画の推進にあたって



この計画は、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することにより、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備することを目的としています。

このため、この計画は行政としての役割を念頭において策定していますが、家庭、地域社会、企業、職場等子育てに関わる各種団体等がそれぞれの役割を担い連携を図る中で、「地域や社会全体で子育てを支援する」と認識を持ちながら支援していくことが重要といえます。



図：計画の推進体制



■ 行政の役割

本市は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画を総合的かつ効果的に推進するため、学識経験者や保育・教育関係者等の市民による地域協議会と庁内の推進委員会を設置します。

地域協議会では、この計画に基づく施策の実施状況を公表し、協議することにより市民の意見を計画推進に反映させます。

また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な調整が必要となります。

このため、事務局（薩摩川内市）では、個々の施策の進捗状況の把握をしながら施策間の調整等を行うものとします。

■ 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。

この認識のもと、子どもとのスキンシップを深め明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないよう、夫婦共同による子育てを進めることが重要です。

■ 地域社会の役割

子どもは地域社会との関わりの中で社会性を身に付けて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障害の有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが地域の人々との交流を通じて健全に成長できるようサポートすることが必要です。



■ 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事と生活の時間的なバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を解消しながら、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場で働く一人ひとりが、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、そのことについて認識を深めることが大切です。

■ 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすためには、行政だけでなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。



■第4部 資料編

薩摩川内市次世代育成支援対策協議会設置要綱
薩摩川内市次世代育成支援対策協議会委員名簿





薩摩川内市次世代育成支援対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条の規定に基づき、薩摩川内市における次世代育成支援対策行動計画（以下「行動計画」という。）の策定及び施策の推進に関し必要な事項を協議するために、薩摩川内市次世代育成支援対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、行動計画の策定及び施策の推進に関する事項その他会長が必要と認めたことについて審議し検討する。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる区分により市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長は、委員の互選により、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて召集する。

2 会長は必要に応じて協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要と認めたときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は資料等の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 行動計画の策定に必要な調査及び施策の推進を行なうため、市職員のうちから指名された者で構成する部会を置く。



(事務局)

第8条 協議会の事務局は、薩摩川内市市民福祉部子育て支援課に置く。

(委任)

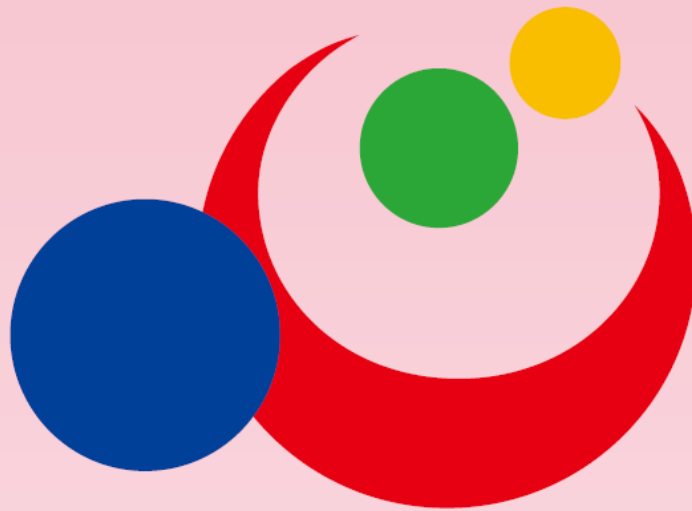
第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月7日から施行する。

薩摩川内市次世代育成支援対策協議会委員名

番号	区分	氏 名	推 薦 団 体 等	職
1	会長	関 浩孝	川内市医師会	代表
2	副会長	福元 美智子	薩摩川内市保育連合会	代表
3	委員	松山 美朗	北薩地域振興局保健福祉環境部長	代表
4	委員	四元 俊彦	健康企画課長兼川薩保健所長	代表
5	委員	若田 吉朗	主任児童委員部会	主任児童委員
6	委員	苑川 託美	甑支所管内主任児童委員部会	主任児童委員
7	委員	島谷 精利	私立幼稚園協会	代表
8	委員	山口 幸次郎	薩摩川内市校長会	代表（川内中央中校長）
9	委員	松尾 治子	学校養護教諭	代表（川内南中）
10	委員	山元 一彦	薩摩川内市PTA連合会	代表
11	委員	上迫田真由美	管理栄養士	代表（川内中央中）
12	委員	有村 弘美	母子保健推進員	代表
13	委員	東江 雄幸	薩摩川内警察署	代表
14	委員	吉田 ゆり	学識経験者	鹿児島純心女子大
15	委員	宇田 美智枝	川内幼児教育連絡会	代表
16	委員	竹之内 敏彦	薩摩川内市児童養護施設協議会	代表
17	委員	中園 桂子	薩摩川内市母子寡婦福祉協議会	代表
18	委員	佐藤 壮一郎	社団法人川内青年会議所	代表
19	委員	弥栄 悠里香	ポリテクカレッジ学生	代表
20	委員	桃菌 紀子	鹿児島純心女子大学学生	代表



薩摩川内
スピリッツ

薩摩川内ブランド ロゴマーク

ブランドロゴマークの意味



青は 飯の海や川内川を表現。
研究し見極めようとする「探求する心」を象徴。



赤は かのごゆり、ハート(心)を表現。
人や文化を「受け入れる心」を象徴。



緑は 薩摩川内市の大自然を表現。
伝統や信念を「守り抜く心」を象徴。



黄は 明るい街並みや豊かな食を表現。
先んじて「取り組む心」を象徴。

それぞれを円で表現し、この四つが一体となって薩摩川内人の「心」になるという意味である。

薩摩川内市次世代育成支援対策地域行動計画(後期)

平成22年3月

【編集・発行】薩摩川内市 市民福祉部 子育て支援課

〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号

TEL0996-23-5111